

第49回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成25年11月9日（土）

13：30～16：30

場所：ユートリー8階 中ホール

- 司会： 本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。
それでは、ただ今から「第49回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。
まず、本日の資料のご確認をお願いします。
本日の資料は、事前に送付させていただいたものが次第、資料1、資料2、資料4から資料8までとなっております。
また、本日お配りした資料が、出席者名簿、席図、資料3となっております。不足などはございませんでしょうか。
なお、本日は都合により戸舘委員、西垣委員が欠席されております。
また、小保内委員の代理として欠端二戸市市民生活部長が出席されております。
それでは、開会に当たりまして林部長からご挨拶申し上げます。
- 林部長： 環境生活部の林でございます。
皆さまには、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
委員の皆さまには、8月の前回の協議会におきまして、本県とそして岩手県の現場をご視察いただいたところでございます。
その後の状況といたしまして、9月20日に最後の地山確認が終了したところでございます。その後の廃棄物等の撤去につきましては、まさに最終段階を迎えているところでございまして、現時点での見通しといたしましては、年内にはほぼ間違いなく完了できる見込みとなっているところでございます。
そこで本日、今年度3回目の協議会ということになるわけでございますが、次第にもございますように、廃棄物等の撤去状況等のご報告をいたしますほか、今後の事業に不可欠な事項でもございます、現場の地下水の浄化計画、現場跡地の森林の整備計画、そして現場跡地を活用いたしました地域振興、こういったものについてご説明することとしているところでございます。
何卒、委員の皆さまには、それぞれのお立場からご意見、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。
本日は、よろしくお願いいたします。
- 司会： それでは議事に移らせていただきます。

以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっております。

古市会長におかれましては、議長席へお移り願います。

古市会長： 皆さま、こんにちは。ご苦勞様でございます。

昨日、札幌はみぞれが降りまして、今日、明日はもう嵐で来れないのかなと思っていましたら、非常に良い天気です。嘘のような、でも、今日帰らないと明日は帰れないかも分からないというような状況かと思っております。

皆さまのお陰をもちまして、現場の修復は順調に進んでおりまして、今年度でもって廃棄物等を、それは完全に撤去されるであろうと思っております。

ただ、当初にこの協議会の委員会では、修復計画と再生計画というものがセットだったんですね。再生計画の方は、森林の方はかなり努力していただいて、大分中身も見えておりまして、多分、順調にいくであろうというふうに思っております。

ただ、あと2つの地域振興、それから情報共有といいますか、2番目、3番目、第2、第3の矢じゃないんですけども、そちらの方は、必ずしも順調に進んでいるというか、あまり議論されていないように私は思っております。

ですから、そういうことを今日、もう一度、原点に帰って、改めて議論していきたいということを思っております。

それと、廃棄物は無くなっても、まだ水、汚水の方は残っているわけですね。ですから、特措法が10年間延長になりまして、汚水処理をしっかりとしましようというふうになっているわけでございます。

この汚水処理の方も今日、かなり全般的な計画を示していただけると思っております。

ただ、その時、やはり境界、境界という言い方はおかしいかも分かりませんが、岩手県との水の出入り、この辺のところをしっかりと見極めていかないと、量、質共にやはり不安が残るのではないかと思っております。

ですから、その点につきましても、今日、しっかりご審議いただいて、再度確認していきたいと思っておりますので、今日は委員の皆さま、よろしく願いいたします。

では、座って進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、今日は1時半から4時まで、普通ですと2時間ぐらいで終わるんですが、2時間半という長丁場になっておりまして、というのも、報告事項が3件と協議事項が4件ございます。そういう意味では、協議事項が沢山ありますので、この辺のところはかなり時間が必要ではないかと思っておりますので、皆さま、もしかしたら越えるかも分かりませんので、できるだけ効率よく進めたいと、時間内に終わりたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速ではございますが、報告事項の1番目、廃棄物等の撤去実績につきまして、事務局からご説明、よろしく申し上げます。

事務局 : それでは、廃棄物等の撤去実績につきましてご報告申し上げます。

資料1をご覧ください。

資料1、上の方に表がございますが、灰色に塗っている部分、こちらの方をご覧ください。

真ん中のあたりに小計、平成16年から24年度までの実績としまして、105万6900t。今年度、その右隣りになりますが、平成25年4月から10月31日までの実績としまして、7万9106.5t、累計は113万6091.99t、113万6千tとなっております。

これにつきましては、下の方にグラフがございます。右側の方の撤去量実績・計画というグラフをご覧ください。こちらの方、平成16年から24年度までの撤去実績をグラフにしておりますが、一番右側、25年度のところ、推計量114万7千tに対して、今年度9万1615t、残り9万1615tが撤去の目標となっておりますが、7万9千tあまりを撤去しまして、残り約1万2500tとなっております。

これにつきましては、現在のところ、今年度、最終的な廃棄物の掘削の段階で想定外の深さの坪穴、あるいは遮水壁沿いに新たな廃棄物が発見されたということがございまして、廃棄物の掘削のスケジュールが全般的に遅れました。そうしますと、廃棄物の掘削後に土壌の分析をかけるので、その地山の分析も全般的にスケジュールが遅れてございまして、当初の予定よりも全体的に遅れております。

ただ、そうなっておりますが、地山の分析結果で土壌の汚染の具合が非常に少なかったものですから、スケジュール的には12月まではずれ込む見込みとなっておりますが、その場合であっても年内には撤去完了できるものと考えております。

以上、資料1、廃棄物等の撤去実績についてご説明いたしました。

古市会長 : ありがとうございます。

若干遅れているけども、予定どおり年内には完了するというご報告でございました。

何かご質問、ございますでしょうか。

よろしいですか。

いつもの通りでございますので、よろしく申し上げます。

次の報告事項に移りたいと思います。

事務局 : それでは、資料2をご覧ください。

9月20日に実施しました第12回地山確認の結果についてご報告いたします。

平成21年6月に初回の地山確認を実施してから5年目になりますが、今回の地山確認が最終回となりました。

今回の確認エリアにつきましては、西側エリア、選別施設南側エリア、そして旧洗車場西側エリアの3か所で行われましたが、地元の皆さまと報道関係者に公開のもと、最終回となる地山確認を行いました。

下の箇所図に確認のエリアを示したものがございますが、黄色の着色部分が確認済みのエリアです。それから、赤色の部分が今回の確認エリアとなっております。

左側の西側エリアにつきましては、遮水壁沿いに南北に伸びたエリア。それから、北側の選別施設南側エリアにつきましては、2か所に分かれておりますが、北側の方が選別ヤードの法面の下に一部食い込んでおまして、選別作業への影響を考慮しまして、今回の最終回の確認としております。

また、東側の旧洗車場西側エリアにつきましても、洗車場を一部撤去しないと掘削できないという関係がございまして、今回、最終回の確認としております。

次に確認方法なんですが、地山の表面に廃棄物がないことを目視で確認するとともに、エリア内の1か所を深さ1.5mまで重機で掘削しまして、廃棄物がないことを目視で確認しております。

今回の確認面積ですが、約1万㎡で、今回で全体面積約8万1600㎡の全ての確認が完了しております。

今回のエリアに投棄されておりました廃棄物の主なものについては、焼却灰が主体のもので、中には廃プラスチックなども混入しておりました。

次に確認の状況ですが、次の2ページに写真が載っております。

2ページの2枚の写真、これは全景写真でございますが、上の写真は西側エリアでございます。廃棄物を撤去した後に白く見えておりますが、遮水壁が露出している状況となっております。

下の写真につきましては、選別施設南側エリアと旧洗車場西側エリアの全景となっております。

写真の左端部の中央部にブルーシートの上に黒っぽいものが置かれておりますが、これは少しでも早く地山確認をやりたいという事で、廃棄物の掘削を急いだ結果、選別ヤードが満杯になってしましまして、現場内に廃棄物を一部借り置きしている状況でございます。

次に3ページをご覧ください。

上段の2枚と下段、左側の写真ですね。3枚につきましては、それぞれのエリアで地山表面を確認していただいている状況でございます。

また、下段の右側、2枚の写真は、試掘の状況でございますが、地山を深さ1.5mまで重機で掘削しまして、地山の内部を確認していただいているところです。

以上の結果ですが、今回の地山確認につきましては、地山が露出して完全に廃棄物の掘削が完了していることを皆さまに確認していただき、了解していただきました。

なお、澤口委員、宇藤委員におかれましては、何度も地山確認に参加していただいておりますが、今回もまた、お忙しい中参加していただきました。この

場をお借りしまして、お礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今年度の今後の予定ですが、残る汚染土壌を年内に撤去しまして、一部、植樹のための跡地整備を行う予定となっております。

続いて、地山の分析結果についてご報告いたします。

それでは、地山の分析結果、4ページで説明いたします。

先ほど説明しました12回の地山確認範囲につきまして、8月1日から9月12日にかけて表層の試料を採取して分析を行いました。

調査範囲については、5ページをご覧ください。

緑色の部分が今回の地山確認範囲、それから赤い枠で囲まれた範囲が調査範囲になります。30mの区画で19区画になります。

調査内容につきましては、これまでと同様でございますので割愛させていただきます。

(3) 分析結果です。分析結果につきまして、①ですが、VOCのうち、ジクロロメタン、またはベンゼンが10m区画の4区画の表層で検出されました。検出された場所は、5ページで、水色の部分にオレンジで斜め線が入っている部分、この部分でございます。

それから、②番です。重金属のうち、砒素またはふっ素が10m区画の3区画の表層で土壤環境基準値を超過しました。超過された範囲は、別図でいいますと、選別ヤードの下にあります赤枠の中にピンクが入ったところを、ちょっと見え難いかと思いますが、b 15-n 4の部分に赤枠、赤いのが3つ並んでいるところがございます。この部分が超過したエリアです。

調査結果につきましては、別表1、別表1の続きで載せております。概ね環境基準を若干超えたというデータでございます。

引き続き、3の地山の分析結果（深度方向調査）についてご報告いたします。

11回目と12回目の地山確認エリアの表層土壌調査でVOCガスが検出、もしくは重金属が環境基準値を超過した区画につきまして、深度方向にボーリングしまして深度方向の試料を採取し、公定法により溶出試験を行ったところ、VOCについては全て不検出でした。

重金属につきましては、先ほど説明した部分、選別ヤードの南の部分のうち、2か所が表層のみ、1か所が1つ下の1m層までの汚染があったということが判明いたしました。

調査結果につきましては、8ページの別表2に載せております。3ページに渡っておりますが、VOC、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレンと、いろいろ検出されたものがございますが、VOCについては、全て不検出。

それから、10ページを見ていただきたいんですが、10ページに重金属等を載せております。表層でb 15-n 4の②-1mというところですが、この部分に1つ下の層まで汚染があったということで、表層から2mのところまで掘削

して撤去するということになります。

これまでの対応と今後の対応の部分になります。(4)になりますが、汚染土壌については、現在、撤去中です。今年度、4月、5月ぐらいまで撤去して、その後、廃棄物を本格撤去にまた撤去して、秋口、9月に廃棄物の掘削が終了いたしましたので、それ以降、本格的に汚染土壌の掘削も再開しております。別図でいいますと、黄色い枠で囲まれた部分が10月中でほぼ掘削が終わった部分でございます。汚染のあった32区画のうち20区画まで終了しております。残り10区画については、概ね、雪が積もる頃までには掘削が終了できるかと考えております。

引き続き本文の方に戻りまして、4番目の覆土調査でございます。

前回の協議会でも申し上げましたが、旧沢地形の底部の土砂、沢の底に黒土に根っこが混じった状態の土砂がございまして、これを掘り上げたもの、それから、旧駐車場付近の盛土につきまして、覆土の分析をいたしました。分析結果は、いずれも環境基準値以下でございましたので、埋め戻しに使用したいと考えております。

分析結果については、一番最後のページ、11ページに載せております。

これまで、覆土については16検体分析いたしまして、2か所ほどアウトになっておりますが、今回はセーフでございました。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

地山の確認及び分析結果をご報告いただきました。今回は、第12回目が最終であるということですが、いかがでしょうか。宇藤さん、いかがですか。現地へ最後までお付き合いいただきましてありがとうございます。

何かご質問とかコメント、ございますでしょうか。

どうぞ。

宇藤委員： いろいろどうもありがとうございました。

トラックを何回も見かけて参りました。ありがとうございます。

今、汚染土壌はどちらの方に運んでいらっしゃるのでしょうか。

事務局： 汚染土壌は、県内のセメント施設2社と秋田のエコシステム花岡という、汚染土壌の処理業の許可を取ったところと3か所に運んでおります。

大体、セメント系が半分、秋田に行くのが半分ぐらいの数量になるかと思っております。

古市会長： よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

ございませんか。よろしいですか。

その後、時限爆弾みたいなコンデンサーも出ていないわけですね。良かった

ですね。

これは、重金属の砒素とかふっ素は、前からこの辺というのは高かったんですよね、この地点というのは。

事務局 : 概ね、この選別ヤードから斜めに走っているライン、高台の部分が結構、汚染が出てきている状態になっております。多分、粘土質の部分とか、いろんな地質的なものが、あと、地下水が豊富にあるか少ないかとか、その辺のいろんな要因が絡んできているのかもしれない。

古市会長 : この辺は、元々あれでしたっけね。汚泥みたいな、主に地域でしたっけ。

事務局 : 廃棄物と特別明確な関係は見付からないんです。

古市会長 : そうですか。分かりました。

特段ございませんでしたら、次の報告に移りたいと思います。

それでは、3つ目の報告としまして、県境部遮水工の進捗状況につきまして、ご報告、事務局からよろしくお願ひします。

事務局 : それでは、県境部の遮水工の進捗状況についてご報告いたします。

資料3をご覧ください。

こちらの方、今年度中の遮水工の完成を目指しまして、青森・岩手両県の担当者間で技術的な打ち合わせを重ねてきておりましたが、10月4日、両県で打ち合わせを行った際に、これまで岩手県が行ってきました遮水工に係る調査結果、ボーリングの調査結果と施工案、一応提示されております。

ボーリングの調査位置につきましては、下の方に地図がございますが、県境部に沿って4か所ボーリングをしております。

まず1つが①と書いてある数字の横、右横のところにB-1と出ている黄色い丸ですね。ちょっと見づらいますが、黄色い丸のところ、もう1つが②と書いてあるところの上のところに赤い破線のところに重なっておりますが、B-2というところ。そして、③の右上にB-3、B-4、この4か所で岩手県庁がボーリングを行っております、そのボーリングのデータ、あるいは地層の透水性の確認試験も行っておりましたので、そちらの方のデータも青森県と共有して、情報を共有しております。

そして、工法につきましては、(2)でございますが、現在、岩手県で平成18年度に施工しました県境部の遮水工、これと同様に、これに接続してそのまま延長する形になりますので、同様にU型の鋼矢板、一般的な鋼矢板の施工を考えているようです。

理由としましては、施工が容易で汚染拡散防止の確実性が優れていること。既設鋼矢板と連続して施工が可能であること。現地盤のかく乱が最小限である。矢板を打ち込みますので、最小限の影響で済むということなどの理由から既設

の県境部の岩手県遮水工と同様に鋼矢板を用いた工法を採用することとしているようです。

施工の深さにつきましては、ボーリング調査で得られました透水性の試験で確認しておりますが、地盤の透水性の指標の1つであるルジオン値というものが1.0ルジオン以下となる深さから更に2.5m以上の深さまで根入れをして打ち込むというふうにしております。

このルジオン値というものですが、地盤が高い水圧の作用下にある時の水の通しやすさを評価する手法でありまして、通常、ダムなんかの地盤としましては、この県境部では1.0という値を採用しておりますが、その2倍の2ルジオンとされております。ですから、一般的なコンクリートダムの地盤よりも、更に半分の通し難さのところの岩盤まで鋼矢板を打ち込んで、更に2.5m根入れをするというふうにしております。

本県としましては、これらの提示内容につきましては、工期とかそういった点を踏まえまして、適当と認められると考えております。

ただ、ボーリングの地点が4か所ということもありますので、実際には遮水工の施工時に現場試験により地盤の透水性を確認しながら施工を進めていただき遮水が適切に行われるように、岩手県に対して要望しております。

それでは、進捗状況ですが、両県とも今年度中の施工完了を目標としておりますが、現在、岩手県ではライン、この設置のラインを含みます施工の内容につきまして、環境省と協議中でございます。協議が整い次第、速やかに工事を発注し、今年度中に完成することとしているということです。

以上、県境部の遮水工の進捗状況についてご報告いたしました。

古市会長： ありがとうございます。

今、協議、第3回やられて、どのような遮水工を敷設するかということ、それに先立って地質、地層、その調査をボーリングを通してやっているという、今の協議概要について工法、施工、深さとか、環境省との進捗状況についてご説明いただきました。

何か重要な部分ですので、ご質問とかコメント、ございますでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： 石井です。

このような遮水工、鋼矢板ということで、一番大事なのは根入れの部分をしっかりとして書いていますが、「要望しています」と書いていますね。現場試験により地盤の透水性を確認することで遮水が適切に行われるよう岩手県に対して要望しています、ということですので、要望といいますか、両県で確認しながらということだろうと思うんですが。

あとは、継ぎ目といいますか、図を見るとU字とU字の複数の鋼矢板を複数入れてきますので、その継ぎ目というものをちゃんとやっていくというのが大事だろうと思います。

こういうふうにして施工をちゃんとやるということが、まずは大事だと思うんですが、その次にやっぱり上流側の両県共通認識の下で行う、この辺の地下水位だとか、汚染状況のモニタリングというのもしっかりやっていかなきゃいけないということで、その辺の体制といいますか、この次の現場地下水浄化計画とも絡んできて、どこで言おうか迷っていたんですが。早い方がいいかなと思ひまして、この県境を取り巻く地下水と 1,4-ジオキサンの根本原因といいますか、汚染の根本原因という、そういったものの調査というものと、今後、どういうふうにながら両県で共通認識を持ちながらモニタリングをして見守っていくのかということに関して、今、県はどういうふうにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

古市会長： よろしくお願ひします。

事務局： 現在、この遮水工の設置ラインとか、設置工法について、環境省と今、岩手県庁さんで協議をしておひまして、それが済んでから実際に、先ほど、継ぎ目のお話もありましたし、そういった施工の細かい内容について確認しながら進めていきたいと考えておひました。

あと、モニタリングの体制につきましても、今日のこの資料ではご説明できておひませんが、次回の協議会までには、どういった体制でモニタリングしていくかというのは、お示しできるかと思ひます。

これは、以前から、ここ遮水工を施工するだけではなくて、当然、地下水の揚水もセットで対策なひますし、モニタリングというのも両県で共同してやっていくということがそもそもの前提になっておひましたので、そこについては、次回までに両県で詰めてお示しできるかと思ひますが。

石井委員： いいですか、もう一度。

できたら、次回までに、そういうモニタリング体制だけではなくて、岩手県側さんでの今後の汚染調査といいますか、根本原因をどういうふうにして調査をしていくんだということも含めて、どういうふうにして揚水をしていくのかという修復計画といいますか、そういったことも含めてお知らせいただければと思ひんですが。いかがでしょうか。

事務局： 分かりました。

古市会長： 次回は、2月でしたっけ？1月でしたっけ？それで、ご報告いただひて、年度内に遮水壁も完成させるんでしょう。そういう対応で間に合ひますかね。もう、終わっているんじゃないの。協議が済んで、あとは施工するだけという状況じゃないんですか。だから、どういふ議論ができるのかなと思ひて。

今、石井委員からの質問は、汚染原因が明確でない状況下において、遮水壁がこういうふうに打ちます。そうすると、完全に汚染源がどうであろうと、青

森県側には水は来ないし、汚染水は来ないよと。そういうことが保障されているかどうかについての見解は？という質問だったんですよ。そういうお話を踏まえた上でないと、次のステップに行かないですよ。

事務局：先ほども申しましたとおり、単純に矢板、鋼矢板で閉め切っただけで終わりというふうには考えておりません。当然、遮水をしますと、鋼矢板の内側、岩手県側の現場では当然水位が上がりますし、それについては揚水をして水位を下げるという対策を採らなければいけませんし、岩手県側でも、この地区については、県境部については、揚水井戸を複数設置して浄化をするというふうになっておりますので、その位置については、岩手県でも、これからこれまでの調査結果をもとに詳細な配置、位置を決めていくと聞いておりますので、そこはこれから1月の協議会までの間にどういった、岩手県さん側ではどういった浄化計画でいるのか、どういったモニタリングをして確認していくのかといったところはお示しできるかと思っております。

古市会長：青森県として、何をどこまで明確にして、これを決定するかという、どういうことを岩手県と確認されるつもりですか。そういう質問に繋がると思う。

事務局：ちょっと補足しながらお話ししたいと思います。

まず、できれば、実はこの今日のこの協議会の前までに、できれば可能な限り環境省と話が整ったうえで、岩手県の施工の形についても、きちんとご説明できればいいということで、岩手県の部長同士でいろいろ協議もして参りました。

ただ、いろいろな、環境省の調整が時間が掛かったことによって、最終的なものにはなりませんでしたが、間違いなく、まず岩手県としても部長同士の会話として、間違いなく施工はやりますという返事はいただいております。

従いまして、工期の関係もございますので、鋼矢板に関しましては、我々としては事務的な形としてではございますが、きちんとした形でのこちらに影響がないような形というものをまず確認のうえ、施工はさせていただきたいと。そして、そのうえでモニタリングの体制ですとか、そういった部分につきましては、岩手県とこれから協議を行い、1月のこの協議会の場できちんと説明をして、両方で調整したものでやって参る、そういう姿勢でいるということでございます。

古市会長：石井委員、いかがですか。
私ばかり言うのもあれだから。

石井委員：ということは、今年度は何となく、鋼矢板を打ちましよう。打ったうえで、雪が融けてから調査をして、やろうという、そういうような、普通はある程度原因が分かったうえで、こういう鋼矢板を打つことによって、どういう効果が

得られるんだということはある程度両県で納得しながら打つというのが、本来のやり方というか、それが本来の目的ですよ。打つことが目的じゃないですよ。

ですから、そういったことを両県で認識するのが、やっていくのが普通なのかなというふうには思いましたけど。ということですね。

古市会長： 佐々木さんの方から何か。

事務局： スケジュール的にどうしても厳しいものがありましたので、まずは今、鋼矢板の設置を今年度中に何とか完成されるというのが、まず優先目標にやっておりましたので、その調査につきましては、今後、岩手県と詰めて、この閉め切るところの全般の両県側のモニタリングの体制とか、どういった状況でジオキサンが出てきているのかとか。そこも含めて、これから協議をして、これまでの調査、あるいは調査で足りない分については、来年度調査するとか、その辺のところも含めて協議をして参りたいと思っております。

古市会長： 県の姿勢はよく理解しているつもりなんです。

今、林部長からおっしゃっていただきましたように、青森県に影響がないようにしっかり確認はされるということをお聞きしたので、まず安心しているんですが。

石井委員が本当に言いたかったことは、形のうえで閉め切ったとしても、次、協議事項の1番の浄化計画にいくんですが、もう完全に閉じた系の中で揚水して薄めて、基準以下にしましょうという工法なんです。これは完全に遮水されているという前提のもとでの計画なんです。だから、どこから水が入ってきたりとか、汚染水が入ってきた場合、これはゼロの中でやるのと一緒になっちゃうわけですよ。その辺を心配しているわけです。

ですから、この遮水性というのは、しっかりやらないといけないよねと。岩手県側の汚染源があると想定されるので、それをしっかり見極めたうえで、それに対応したような遮水壁を打つべきですよ、という確認がしたいわけなんです。それを林部長はしていただけるということであれば、我々は、それはお任せするしかないというふうに思うんですけど。

結構大変ですよ。地質学的にも。

ですから、今回だけのお話をしているのではなく、もう既に下部の方の県境のところでも遮水壁を打っていますけども、この遮水壁が今回打つ矢板と同じような、鋼矢板と同じような構造になっているのかどうか、という連続性の問題もあるわけですね。

多分、今回の方が、鋼矢板のレベルでは良いレベルなんだろうね。鋼矢板は良いっていつているけども、理由は幾つか書かれていますが、簡便に早く、安くできるという工法であることは間違いない。青森県がしっかり、西の方に造られたような遮水壁と種類が違う。全く違う。

ということで、この辺のところで誤ると、後の地下水浄化計画にも影響を及ぼしかねないので、少し慎重にいかれた方がいいのではないのでしょうか、というのが我々の考えていることだろうと思います。

他にいかがでしょうか、ご質問、ございますでしょうか。

榎本さん、いかがですか。特段、ございませんか。もし、何かありましたまた後ほどでもお願いします。

山本委員、いかがでしょうか。何か特段、この件に関しまして。

山本委員： この遮水壁によって、青森県側はある程度精度が確保できるものと期待しております。それでちょっと、岩手側の水というものがどういう動向で、青森県の現場の方には行きませんが、周り込んで別の方に悪戯しないのかなと心配もしたりしております、そここのところは、岩手県側にもこれからちょっと「どうなるんでしょうか」ということ、「どんなふうな形で上手く進むでしょうか」と聞きたい思っておりますが、いずれにしても、青森県側、岩手県側、それぞれ情報を共有していただいて、何とか、この現場だけではなくて全体の評価ということでご協力してやっていただきたいという、お願いですが、これは双方にお願いしたいと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

このぐらいでいいですかね。回りくどい話になってくると榎本さんを見たくなるんですけど、榎本さんは、しっかりこの辺は監視されるんでしょう。

そうですか、分かりました。ありがとうございます。

では、特段ございませんようですから、報告事項としての3番目のものはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、今日の協議事項に移りたいと思います。

それでは、資料4に基づきまして、現場地下水浄化計画（案）につきまして、事務局よりご説明、よろしくをお願いします。

事務局： それでは、資料4をご覧ください。

左側、2か所のホチキスで綴じてある資料になります。現場地下水浄化計画（案）でございます。

廃棄物及び汚染土壌の撤去が完了した後も現場内には汚染された地下水が残っております。今後、これを浄化しまして、地下水が環境基準を満たすように改善を図る必要があるところがございます。

現場に降る雨や雪が地下に浸透して徐々に地下水と置き換わることによって、自然に浄化される、自然減衰していくという現象が基本としてはあるのですけれども、これのみに頼っては、本県の原状回復事業は事業実施計画として環境大臣の同意を受けております平成34年度末までに、それだけでは完了させることができないと考えております。それではどうするのかと申します

と、汚染されている遮水壁内に新たに井戸を掘りまして、積極的に揚水をして、汚染地下水を抜き出してやりまして、浸出水処理施設において処理することで効率的に浄化を行うということにしております。

この地下水浄化の検討におきます対象物質は、環境基準値と比較しまして超過の度合いが最も大きい1,4-ジオキサンとしてあります。

今回、協議させていただき浄化計画案では、現場内地下水の1,4-ジオキサンについて、新たに揚水井戸を設置して浄化を開始した後、7年間で環境基準以下にすることを目標としております。

浄化計画案の内容につきましては、1ページ目の2、浄化計画案の部分以降に載せたとおりとなっております。計画案内容の検討過程については、後からご説明いたしますが、場内の汚染地下水の浄化のためには、以下のことを行います。

まず(1)揚水井戸の設置でございます。揚水井戸を1,4-ジオキサンの高濃度箇所を優先して、地下水の流れを考慮しつつ、第一帯水層、上の方の帯水層になりますが、こちらに9本、そして第二帯水層、下の方の帯水層に13本を設置して水を汲み上げます。これによる当面の揚水量については、現在、既に西側最下流部に3つの揚水井戸が設置されておまして、概ね1日当たり30 m^3 の揚水を見込んでおります。他に第一帯数層の井戸で15 m^3 、第二帯水層で80 m^3 、その他、表流水の流入が若干は想定されることや第一帯水層を対象として簡易に設置される井戸を見込みまして25 m^3 を余裕分として想定しています。合計しまして150 m^3 となります。この量は、現在稼動しております浸出水処理施設の設計処理水量と同じですので、この量であれば無理なく水処理ができるということになります。

揚水井戸の設置に当たりましては、1本ごとに揚水量を確認しまして、その結果をもって1本ごとに設置位置を検討しながら、適切な位置に設置することとしております。

(2)番ですが、地下水の涵養等になります。土堰堤の築造、これは小さなダムのような構造を現場内の斜面に造ることによりまして、雨水などの降水を貯留いたします。廃棄物撤去後の坪穴地形を利用して、碎石を入れて浸透枘のようなものを設置することですとか、坪穴を埋め戻す際にそのような水が入り込むような構造を造りまして汚染されていない水によりまして、現場内地下水の涵養を図ることとしております。

また、植樹のための耕起や地形整形により地山の保水力を高めます。地表が平ですと雨水がすぐに流れてしまうんですが、デコボコな状態にすることによって、水ができる限り留まるようにしまして、地下水面より上の不飽和帯水層、これは帯水しうる部分の地層の中で水量が少ないと下の方ばかり水が入っている状態ですけども、その上の方に水を入れてやると。そこを洗い流してやるということを想定しております。

次に井戸水位の変化を継続観察しまして、効率的に汚染地下水の洗い出しを行うため、必要に応じて揚水量の調節を行うということにしております。揚水

を行えば地下水面は井戸の周辺で下がります。揚水を止めれば水位が回復するということとなります。これを繰り返すことによって、不飽和帯水層からの洗い出しを若干でも期待するということとなります。

ここで、ページをめくっていただきまして、具体的な設置位置などをお示ししております。見開きとして作っております。図-1について、まずご説明します。

黄色い線で囲まれて黄色く着色されております範囲が第一帯水層、現場の地山のうち、透水性の良い浅い層、透水層の浅い層、上の方の帯水層として想定した範囲となっています。

左側に凡例が枠2つ分ありまして、その上の方の下から2番目に揚水井戸(計画)とあります。真っ赤な丸印をさらに赤線で囲んだような丸印ですが、見ていただきますと9個ございます。西側の遮水壁沿いに3つ、そして中央の谷筋沿いに上流側の高濃度エリアに2本、その下に3本、そして南西側端の方に独立してある帯水層、その箇所には1か所ということで、全部で9本の井戸を設置するということとございます。

左下の方に第一帯水層の浄化方法として書いておりますが、先ほどご説明したことも書いております。②からいいますと、中央谷部に暗渠管、そして碎石等を敷設しまして、浸出水を集水し、水処理施設へ導水します。

中央谷部には、土堰堤を2か所程度設置し、その付近に縦管、ヒューム管または有孔管を設置し、水量に応じてポンプアップする。

1,4-ジオキサンが高濃度のエリアや北側遮水壁沿い及び南西側遮水壁沿いの地下水を対象に、Pf 2層が確認されているつぼ穴部には碎石等、地盤には新たに掘削し縦管を設置し、水量に応じてポンプアップするということと、細かな内容も書いております。

次のページをめくっていただきまして、こちらが第二帯水層地下水の浄化方法ということで、第二帯水層について記載しております。第二帯水層は遮水壁内現場の全域にあるものと想定しております。

第二帯水層の中で地下水の汚染の程度が大きいのが真ん中のピンクの太線で囲まれた範囲であると、そのように想定をしています。赤い二重丸、大きな丸ですね。これが第二帯水層への設置を予定している揚水井戸の位置となります。全部で13か所予定しております。

こうして、計画位置をお示ししておりますが、井戸の設置に当たりましては、1本ごとに揚水量を確認しながら、1本ごとに設置位置を改めて検討しながら、適切な位置に設置するということとしております。

実際の施工に当たっては、揚水をしてみて新たな得た知見を元にその都度検討するということとしております。

次に、申し訳ありませんが、1ページ目に戻っていただきまして、途中でしたので、(3)の浄化効果の評価の部分です。

地下水の1,4-ジオキサン濃度の変化を経時観察しまして、今後の測定により低下傾向が確認されない場合は、新たな揚水井戸を設置するなどの対策の必要

性について検討するということにはしてあります。

公定法の水質分析によりまして、1,4-ジオキサン濃度のモニタリングを行うことは勿論ですが、定期的な地下水位測定、そしてこれと併せて EC、電気伝導度を測定することによりまして、汚染の程度を推定することを検討しております。

現場の複数の井戸にて 1,4-ジオキサン濃度と塩化物イオン濃度や電気伝導率の値に相関があるということが把握されておりますので、週 1 回か 2 回、その程度の頻度で行うことを検討しております。地下水測定と水位測定と併せまして汚染の程度を EC の測定によって把握するというところでございます。

1,4-ジオキサン濃度に、揚水をして減少傾向が今後みられないという場合は、揚水井戸を追加するという点についても検討することになります。

次の部分ですが、浄化方法については、新設揚水井戸の稼動開始から 2 年程度経過した後に中間評価を行い、その際には汚染水浄化が効率的に行われることを確認するとともに、専門家の意見を聞くなどして、必要に応じて見直すものとしております。

あとから地下水浄化のシミュレーションについてお示しするんですが、今回設定しました各条件の下、7 年間で 1,4-ジオキサンの平均濃度が環境基準を下回るという結果が得られておりますが、地下水浄化、地層の状況によっては、予定どおりには進まないということもあり得ます。

そのため、中間評価は、特定支障除去等事業実施計画にあります 3 年経過後とありますが、まず 2 年程度経過した後に行うものとしております。地下水浄化には長い時間を要することになりますので、実施計画の期限に間に合わせるためにも浄化方法変更の必要性の判断を前倒しで行うこととしたものでございます。

こうして 1 ページから 5 ページまで、こちらが計画案の骨子でございますが、次に計画案の内容の検討の状況について説明いたします。6 ページをご覧ください。

3 番の観測緯度設置及びボーリング調査の部分です。

現場では、廃棄物撤去後の地山を対象としての観測井戸の設置や深度方向の地山確認分析が行われておりまして、今年度までの調査によりまして、現場の地山には第一帯水層と第二帯水層、2 つの帯水層が存在するものと想定されております。下の方の図-3、調査位置図をご覧ください。色つきの四角の枠で囲まれておりますのが、観測井戸や揚水井戸の設置に併せてのボーリング調査が行われた箇所になります。また、細かくて詳細について読み取れなくて、そういった資料で申し訳ないんですが、緑色の細かな文字が点々と書かれております。特に選別ヤードの周辺、この南側から南西方向に緑の文字が書かれたエリアが点々と広がっております。これは地山の土壤環境基準超過が疑われまして、深度方向調査、地山確認分析のためのボーリング調査が行われた箇所になります。

こういったボーリング調査によって、数多くの地点で行われた調査で得られ

た地質情報を基に、これは例としてお示しするのですが、7ページ、図4の地山断面図のように、地質の状況について全体的に把握がされております。

図4の4つの断面図のうち、上から3番目、非常に分かりやすい資料になっておりますけれども、オレンジ色の点線と青い、濃い青の点線がございます。オレンジ色の線は、第一帯水層の水面、青は第二帯水層の地下水面と想定される、この位置にあると想定されているという線になります。

第一帯水層には、途中、切れてしまって存在しないと思われるエリアがあるようです。

第二帯水層については、凝灰角礫岩の層の中やその表面が地下水面となっている部分があります。凝灰角礫岩自体は、難透水性ですが、表面の風化した部分が水を通す層となって、帯水層として観察されているものと考えております。

次のページ、8ページ、9ページをご覧ください。

こちらでは、主に第一帯水層が地層断面として見えている箇所について写真を載せております。幾つかございます。第一帯水層を形成している砂質火山灰、または火山礫層が断面として見え、濡れた状態で黒く見えていたり、浸透して水が出てくると、水量が多い場合は、湧水として湧き出てきていると、そういうふうなことが観察される箇所もございます。

中央谷沿いに第一帯水層があることになっております。中央谷沿いの真ん中あたりの部分が筋状に第一帯水層が消えて無くなってしまっているという状態になっております。これは、真ん中の地図を見ただけで、黄色いエリアが第一帯水層として想定しているエリアですが、数字が書いてある②から⑨のあたりまで途中で第一帯水層が無くなっているような、分布していないようなエリアがあったりしますが、この部分は、元々帯水層があったのだけでも、廃棄物の撤去をする際にこの筋状の部分を廃棄物と分離できずに除去してしまったため、この部分は無くなってしまったというように考えております。

また、中央谷筋の南側、分布しないエリアと書いてあります。こちらの南側のエリアについては、火砕流堆積物が帯水層として少なくとも一部薄く存在しているらしいと考えておまして、部分的には湧水も確認されておりますので、帯水層が全くないというわけではない模様です。

6ページに戻っていただきまして、こうした観察の結果、(1) 第一帯水層については、第一帯水層の存在するエリアは点在していると。そして分布しなかつ、もしくはごく薄いエリアがあると。第一帯水層の厚さは、中央谷沿いでは約1 mから5 m、東側では約1 mから4 m、西側遮水壁沿いでは約2 mから3 m、中間部では分布していない。南側では、分布しなかつ、ごく薄く、約0.5 m、中央谷部分の第一帯水層の透水係数は、これは複数の地点の平均として相乗平均で約 6×10^{-4} cm/s程度と推察されております。

(2) 第二帯水層については、現場内全域に分布はしていると。平均の層厚は、これは平均として約6.1 mであると。中央谷部分の透水係数については、相乗平均で約 4×10^{-4} cm/s程度と推察されております。

次に 10 ページをご覧ください。

汚染地下水の状況についてですが、表-1には、現場遮水壁内の観測井戸、揚水井戸、湧水などについて地下水位、または湧水の場合は発見された標高、1,4-ジオキサン分析の結果、濃度ですね、ついてまとめております。

過去から継続して測定されている地点もございますし、これまで1度しか測られていないものもあります。データのばらつきが一定でない数値を比較対象としてしまっているのですが、このことについては、こういった事情ですので、ご容赦をいただきたいと思っております。

11 ページの図6には、各々の井戸や湧水の 1,4-ジオキサン濃度の平均値、上に示しているのは第一帯水層、下は第二帯水層という具合に層別にして、上下、このような位置関係にあるということを図示しております。

井戸や湧水の名称がありまして、その右側に 1,4-ジオキサン濃度の平均値を書いております。

1,4-ジオキサン濃度の数字の、濃度の量によって、大きさによって、井戸の位置を示す丸印の色分けをしております、赤い地点は、これはア-50-1しかありませんけれども、環境基準 0.05 mg/l の 100 倍以上、黄色は 10 倍から 100 倍の間、ごめんなさい、オレンジですね。オレンジは、10 倍から 100 倍までの間、黄色は環境基準値から 10 倍程度、緑・青はそれ以下ということで示しております。

第一帯水層の東側を見ていただければ、最も高いア-50-1、5.5、それからア-29、0.95 といった高い地点もございますし、もうちょっと低い部分もございます。

中央部分については、湧水 4、1.8 ですとか、ア-52-1、4.5 などといったかなり高い値もございます。

第二帯水層を見ていただきますと、北側の端のア-25-2、この位置については基準を超過しております。しかし、その周辺ですが、皆、環境基準を超過していない状況があります。

東側端のア-44-2、そしてそこから南に下ったア-51-2、これは超過をしている状態。

第二帯水層真ん中、中ほどにいきますと 48-2、ア-43、この部分が高い、値が高い状態がございます。

水の流れをみますと、全体的に東側から西側に向かって流れるというふうなことが想定されます。これはお示ししていなかったんですが、地下水の観測井戸での地下水の標高の状態によって推定しております。

現場は、ご存知のとおり全体が斜面となっておりますので、基本的に地下水も高低差によって東から西側へと流れていると考えられます。

続きまして 12 ページ以降では、地下水浄化についてのシミュレーションをご説明いたします。

(1) にて、シミュレーションにおいて前提とした各種の定数について記載をしております。帯水層の容積ですとか面積、帯水層の厚さ、透水係数、有効間隙率、第二帯水層の場合、有効空隙率といった、これらの定数については、

ボーリング調査結果や参考文献からの値として推定したものでございます。

初期条件としました 1,4-ジオキサン濃度は、地下水の分析結果の平均としております。第一帯水層については、高濃度エリアはそれぞれ今年度廃棄物を撤去したばかりの場所であって、揚水井戸を設置して揚水するため早急に改善が見込まれるものと考えまして、ア-51-1 と 52-1 はデータから除外しております。

湧水 4 については、今現在では湧水がないので除外しています。

第二帯水層では、高濃度エリアと低濃度エリアの 2 つに分けてそれぞれの地下水の賦存量を加味した加重平均によって平均値を出しています。

第一帯水層については、汚染地下水を汲み出して、代わりに入ってくる水としては、汚染されていない雨水、降水を想定しております。

第二帯水層では、下流側の高濃度汚染エリアでは、上流側の比較的低濃度の汚染水が入ってくるという想定をしまして、更に上流側では、このエリア内で確認されております環境基準未満の汚染されていないような井戸で観測されております値の平均を取りまして 0.014 mg/ml、この程度の汚染があつて、この水が涵養用水として入ってくるという想定をしております。

ここに、下の方に示してあるような計算式で時間経過とともに 1,4-ジオキサンの値が減衰するというようなシミュレーションをしております。

13 ページの図の 7 をご覧ください。

これは、第一帯水層の浄化シミュレーションです。揚水量が多ければ多いほど、早く浄化が進むということになります。

エリア平均濃度は 1 日当たり 15 m³の揚水を 7 年間続けることで環境基準を達成できるとの結果になっております。

それでは次のページを見ていただきまして、(2) の必要揚水量と揚水井戸配置でございまして、前提としました条件、こちらに直径 0.4 m の井戸で帯水層厚など、こういうふう想定しているということを書いております。

この想定で井戸計算を行いますと、第一帯水層の揚水井戸が 1 日当たり 1.8 m³程度の揚水が可能であると算出してございまして、1 日 15 m³を 1.8 で割りまして、凡そ 9 本の井戸が第一帯水層には必要という結果になっております。

この他にもバックホーで掘って縦管を入れ込むというような簡易井戸も想定しておりますので、これよりは増えるということになります。

次に第二帯水層についてです。

先ほども申し上げたように、第二帯水層は上流側と下流側に分けてありまして、下流側には上から汚染された水が入ってくるということになりますので、当然のことながら下流側の浄化が難しいということになります。後から浄化されるということになります。

15 ページに示しておりますのが、第二帯水層の高濃度エリア、浄化が遅れるだろうと想定される高濃度エリアについて示しております。

揚水量、いろいろ条件を変えて示しておりますが、1 日当たり 80 m³の揚水を 7 年間継続することで、エリア平均濃度は環境基準をクリアするというような結果が出ております。

次のページ、17 ページを見ていただければ、これは第二帯水層の上流側の低濃度エリアの浄化のシミュレーションになります。これは、低濃度エリア単独で考えた場合を想定しておりまして、この場合ですと、60 m³以上、7年間の揚水で平均濃度が環境基準を下回るということになっております。

実際には、第二帯水層の高濃度エリアで揚水された分が下に流下していきますので、想定としては第二帯水層、高濃度エリアと低濃度エリアの揚水量はイコールを見込んでシミュレーションをしております。

低濃度エリアについては、上流側から基準に適合した地下水が流れ込むことによって、徐々に浄化が達成されるものと考えられます。

今回、お示ししました浄化計画案の骨子は、先ほども申し上げたとおり1ページ目から5ページ目までになっております。第二帯水層について、第一帯水層もそうですね。井戸設置に際しましては、1か所ごとに揚水量を確認しながら、次の設置場所を検討するという作業が必要になるものと考えております。

以上、地下水浄化計画（案）とその検討状況につきまして、概略の説明をいたしました。

まだ、案としてたたき台の状態だと考えておりますので、様々なご意見を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

古市会長： ありがとうございます。

かなり丁寧にご説明いただいたと思います。しかし、一般の方には、これあまりよく分からないでしょう。なかなか、パッと初めて見て、これで判断せいや言われてもなかなか厳しい面があると思いますので、主に最初は専門家の方々にご質問していただいて、少しずつ中身を理解していただいて、もっと違った面からのご質問をいただくというようにしましょうかね。

ちょっと確認なんですけど、ナンバリングなんですけど、13 ページの上の位置の（1）第一帯水層、（1）になっていますよね。図7の一番左上のところ。15 ページも（1）になっていて、17 ページは（2）になっていますが、これは、1、2、3 なんですか。

どういうふうにナンバリングすればいいんですかね。

事務局： そうですね。1、2、3 とさせていただければと思います。

古市会長： 1、2、3の方がいいんですね。
第二帯水層は2番と3番でいいんですね。

事務局： はい。

古市会長： 分かりました。
どこからでも結構ですので、ご質問をいただければと思います。
時間は15分ぐらいありますので、どうぞ。

石井委員、お願いします。

石井委員： すいません、まず、専門家からということで、皆さんには分かりづらいかも分かりませんが。15 ページ目の図を見ていただきたいんですが。第二帯水層の計算の仕方がちょっと分からなかったんですが。15 ページ目の下の方に、右下にどんだんグラフがある、その横に水色と黄色とピンクと緑ということで、上流地下水の流入 0.014 mg以下、低濃度エリア、高濃度エリア、揚水処理と。ここの図を用いて説明、聞きたいんですが。

低濃度エリアの 17 ページ目の時には、上流側の地下水流入ということで、0.014 という値を使った上流側から流れてきて、低濃度エリアにそれが流れてきてというような計算の仕方をしてしていると聞いた、それは分かったんですが。高濃度エリアの時の流入の濃度というのは、どんなふう設定されて、この計算で 80 m³だったら7年間でいいですよ、というふうに計算されたのかが、ちょっとこの図を見ると分からないんですが。

事務局： 実は、17 ページ目にありますこのシミュレーションは、第二帯水層の低濃度エリアのみを考えて抜き出して図示しております。15 ページにありますグラフ、表については、実はもう1つ低濃度エリアの独立した表がありまして、そちらについては、全くこの揚水量が一緒だと仮定した場合の、第二帯水層の低濃度エリアの汚染状況が分かるような表があるんですね。それはお示ししておりません。その汚染水、そちらの汚染水が徐々に浄化されている。その浄化されている濃度が、濃度もしくは量がこちらに反映されるということになっています。

石井委員： 分かりました。

要するに高濃度エリアで 80 m³引きましょと。それと同じだけが上流側の低濃度エリアから 80 m³が流れてきているんだと想定していますね。その時の低濃度領域の平均の濃度を算出して、それが高濃度エリアに平均して入ってくるんだという、そういう計算でやられたということなんですね。ですから、そういう計算の下なので、平均でやるとあくまでもこういうふうになりますよということで、そういう理解ですね。

ですから、こういうふうに計算するしかないんですけども、そういう位置付けだということで今、理解しました。

とすると、ちょっと、どういうふうな想定なのかなということでお伺いしたいのが、例えば5 ページ目を見ていただきたいんですが。5 ページ目は、第二帯水層の濃度分布ということで、濃度ということで、例えばア-44-2 という井戸がありまして、その下には括弧に 0.13mg / ℓですか。これがジオキサンの濃度ですよ。この比較的黄土色といいますか、この部分というのは、比較的この地域でも透水係数の大きいところ、というような形で捉えてはいるんですが。結局、この、ここは低濃度領域なんですけども、上流側から入ってくる低

濃度領域に入ってくる水というのは、上から降ってくる水もあるかもしれませんが、ひょっとしたら岩手県側からも入ってくるかもしれないという、そういうようなものが上流側だというふうに捉えられていると思うんですが。

こういうものを見た時に、例えば、ア-44-2 という、若干、周りからすると少し濃い水がここにあるというようなところで、県境の岩手県側からの流入といますか、そういったようなものも若干示唆されると。青森県側で汚染されているかも分からないと。それ、よく分からないんですけども、そういうところがあるといったところで、先ほどの上流側の濃度の設定というものが、凄くこの現場にとっては、非常にシミュレーションするうえで感度の大きいところだというふうに理解するんですよ。

ということで、上流側の濃度の設定というのは妥当なのかどうか、ということですよ。平均でやっていることでもいいんでしょうけども。特にこの谷筋の深いところで濃いものがあるということに関して、こういった計算の仕方がどこまで妥当なのかということについては、議論が必要なのかなというふうに思いますが。

沢山あるんですけど、まずここだけ追跡させていただきましてけど、いかがでしょうか。

事務局 : まず、想定としてのどの程度の濃度のものが入ってくる。もしくは、全く綺麗な水が入ってくると想定するのか。第二帯水層に供給される水の水質をどう設定するかということが非常に重要だということは、そのとおりでございます。全く違う結果が出てくることになります。

ただ、これは、揚水をしてみないと分からない部分ではあると考えておりますので、例えば、ア-44-2、今おっしゃっていただいた箇所について、経時変化で全く改善が見られないということであれば、こちらの付近について、どこから流入していると。岩手県側かもしれない、というようなことまで含めて考えなければいけなくなってくるということは、そのとおりだと思っております。

新たなモニタリングの井戸を設置して調査をしていくということもありますし、揚水井戸の設置についても考え直して、上流側にも設置するということもあり得ると思われま。

古市会長 : いいですか。ちょっと分かりやすいように解説いたしますと。

この収支計算は、単純で入ってくる、現在の量から揚水給水して、その分、量が減った分が濃度が下がるよ、という単純な式なんですけど。これ、一番大事なことは、収支式採った場合、この経内に、青森県内に入ってくる水量と濃度、これをどう見積もっているかというところがないんです。だから、量の方、天水だけで、雨の分だけで計算されているのか。それとも、一部水が岩手県側からも入ってきているのか。それから、その時、入ってくる時には、低濃度のものなのか、高濃度のものなのか、その辺がちょっと不明なんです。

この図が、いろいろ図があつて、微妙な図が一杯あるんですけど。例えば、今、岩手県から入ってきているのちやいますか？違いますか？という図が書いてあるんですよ。例えば、11 ページ、図 6、上の図ですね。第一帯水層、その右上のところのア-29 とか、ア-28 のところの矢印、これ、どこから来るんですかね。右から来るんでしょう。岩手から来るんでしょう、これ。という意味で書かれているんじゃないんですか。

事務局 : 一応、この浄化計画のシミュレーションにおいては、一応、県境部が閉め切られていることを前提に現場内、青森県側の現場内に降る降水量だけでもって計算をしております。

ただ、今、ご指摘のありましたように、県境部のところ、11 ページの図 6 ですと、上の方、ア-50-1、赤く丸が付いているところですね。ここは、濃度が高いです。その右下のところのア-29、オレンジ色のところですね、このところも濃度が高い状況があります。

この下の方の図、第二帯水層の方にいきますと、先ほどのア-50-1、赤いところに対応したところは、実は下の方の帯水層では汚染がされていない。しかし、ア-29 に対応すると考えられる下の方の第二帯水層ですと、ア-44-2、ここについては黄色の丸ですので、環境基準をやはり超過しているというような、非常に微妙な状況がありまして、ここについては、単純に考えることはできないと思っております、少なくともここについては、揚水井戸を設置して揚水をするとともに、モニタリングにおいても、あと 2 地点ぐらひは追加して、若干、この水の動き、何が原因でこの 1,4-ジオキサンが高いかということは、追加で調査をしていかなければいけないと考えております。

古市会長 : 今、佐々木さんがおっしゃったモニタリング井戸を 2 本設置というのは、一つのお話。

例えば、3 ページのところには、そういうモニタリング井戸のことが書いてないですよ。ここに設置されるんですか。2 本、あと。

事務局 : そのつもりでおります。これはあくまで、揚水井戸の設置の計画でして、当然、揚水は揚水井戸を設置して水は汲み上げていきますが、若干、ア-50-1 の場合と違って 29 については、上も下も汚染がされているということで、若干、もうちょっと詳細な調査が必要な箇所というふうには認識しております。

古市会長 : これは、協議事項ですからね。この場でいろいろ議論して、必要であれば追加しましょうという、そういうお話でよろしいですよ。

3 ページも 11 ページも基本というのは同じなんですが、要するに第一帯水層の方は、上側と下側で、Y 字型、横 Y 字になって合流していますよね。というのは、元々の地形が谷地で 2 つの方向に谷があったんですよ。そちらの方を埋めたものですから、掘って行ったら、結局、元の谷地、2 つの方向から

流れてくるということですよ。

上の方の谷の方は、これから閉めていこうという方ですね。

下の谷の方は、もう既に遮水壁を打っているところですよ。その違いがあるわけね。

だから、何が言いたいかという、この辺の水のどこから来るかということをしっかり抑えてないと、これの原因が今度、閉めることによって完全に無くなるのか、それとも今の状態で流れてきているのか。要するに既設の県境の遮水壁が機能しているのかどうか、ということが分からないわけですね。だから、この辺はしっかり抑えなきゃいけないという議論のほうですよ。それは、県の方もご理解いただいているとは思いますが。

非常に重要な議論だと思うんですよ。それが、先ほど申し上げたように、収支式を採るんだけど、収支が完全に洗面器の中の水収支であればいいんだけど、ざるの中の水収支は、やっぱり流入工を入れないと収支式にならないんですよ。これは、工学の方において当たり前の話なんですけど。ということなんです。

今の議論はそういうこととして、石井委員、何か質問、追加。

石井委員： 今のにも少し関連するんですが、今日、冒頭に会長の方から原点に戻ってというお話があったんですけども。例えば、11 ページ目に何となくそれとなく書き出そうとしているのかどうか分かりませんが、例えば 11 ページ目の第二帯水層のところに、岩手県側の方にも地下水位の等高線が出ていますよね。これから、この修復対策をやっていく時には、当初、昔、両県の合同検討部会をやった時は、まず両県の右と左の地図をちゃんと合わせてやりましょうというのが、一番最初にやった作業なんですよ。まさしく、これ、地下水の話ですから、今後も青森県側さんと岩手県さん側の地下水をやはりモニタリングしたうえで、両県合同で等高線を引きながらやっていくことが、やっぱり今言った、例えば、今ある既存の鋼矢板の機能が発揮しているだとか、ちゃんと揚水がされていて、ちゃんとこうなのかとか。そういったものの1つの目安になると思うんですよ。

ですから、そういったふうな形でちゃんと両県の地下水位が全体像が分かるようにやっていただきたいのと、それは何もこの県境だけではなくて、今度は北の方でB地区ですか、岩手県のB地区とかA地区とか、あの辺の汚染が今度はまた、青森県側に入ってくるだとか、あるいは今度、南側に流れて行って、また青森県側に来るだとか、ということのモニタリングにも繋がりますので、できれば今後は両県跨るような地下水を見ながら、揚水井戸と地下水の環境を把握しながら、これから議論していかないと、折角、2年後にやる中間評価がまた同じ議論になってしまったり、またどっちか入ってきているんじゃないとか、また不明なところがあるとか、その繰り返しをずっと、何か 10 年間繰り返したような気がしますので、そういう図面もそういうふうな形で両県ちゃんと分かるような形にさせていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 : 実際、この 11 ページの下の第二帯水層、県境を越えて岩手県側の現場まで地下水の等高線が引かれています。実際、これで分かることが1つありまして、岩手県側では、既設の鋼矢板の内側、地下水を揚水して地下水を下げることがセットで、実際にやられているということが、ここの地下水の等高線 135.0 のラインですね。グッとお餅のように膨れ上がっている部分で、ある程度確認できますし、こういったことから、今後は、ここのところを挟んだところで、県境の青森県側だけ見るのではなくて、当然、今、閉め切る部分、これから閉め切ろうとしている部分も含めて、両県繋がった形で地下水の把握というのはしていかなければいけないと考えております。

石井委員 : もうちょっと右側もね。上からも下からも分かるように、ここだけ、県境だけじゃなくてという意味も含めまして。

ただ、これを見ると本当に県境の方で、これで揚水いいのかな？という気もしないところは若干疑問ありますよ、これは。見れば、よく見れば。

古市会長 : 他にいかがでしょうか。

大分、状況をご理解いただけてきたかなという気がするんですが。

福士委員、お願いします。

福士委員 : 確認というかお聞きしたいんですが、2つありまして、1つ目は、このシミュレーションとか、いろんな計画の前提なんですが、現場に降る雨から地下水になるということで、自然的にこの、閉まっているとすれば、岩手県境が閉まっていたとすれば、地下水の量というのは、そもそも日量に直すと何トンあったんでしたっけ。前にどこかで出たと思いますが、暗記していなかったんで、それが1点目。

それから2点目、これはちょっと意見になりますけども、多分、地下のことというのは、難しくして、はっきり言って分からないと思うんです。ですから、今日のシミュレーションも、おそらくこれは、桁ぐらいたと合っているかもしれません。そこも難しいと思いますけども。7年後までこういうことをすれば、この濃度まで下がるというのは計算なんですが、分からないと思うんですよ。

ですから、中間評価あるいは最終結果を待つためには、やっぱり大変なんですけども、井戸1本ずつ、その時の水位、揚水量、水質は全部無理にしても、さっき言った電気伝導度ぐらいは、常時記録して、総合的に解析しない限りは駄目だということで、そういうふうにするんでしょうかというのが2点目です。

事務局 : 1つ目のご質問ですが、これは、水処理施設を設置する時にそもそも検討されていることをございまして、それを元にして余裕を見込んで 150 m³くらいということ。

福士委員： もっとあると思うんですが。

事務局： 150、その程度ということで。

2番目のご質問ですけども、今、現状でも EC、地下水位など常時監視している場所は県境沿いの井戸としてはございます。これについて、今後、増やすということについて、これは費用との相談になってきますけども、まず常時監視ではなくて、週に1回か2回ぐらいの直接の測定で、まずは対応してみたいと、現場を全体、幾つもあるんですけども、今、観測井戸が幾つもありますけど、それを週2回程度の頻度で水位を観察、ECを観察してみたいと、そのように考えております。

福士委員： そうすると、地下水、自然の賦存量も揚水量ギリギリ状態ですよ。ですから、汲もうと思っても出てこないというのは随分起きる可能性はあります。ですから、そうであれば、余計に、全部の井戸、十何本、全自動観測機をつけるのは大変かもしれませんが、代表点の何点かぐらいは連続してみたいかないと、1週間に1度ぐらいだと判別がつかないと思うんです。やっぱり水位が今こうだ、揚水量はこのぐらい揚げていましたと。その時の伝道度はこのぐらいありましたというのを抑えないと、果たしてその辺の井戸が効率的に動いたかどうかということは、最後まで謎になりまして、トータルでしかものが分からないというようなことになって、見込みの計算が分からないということだと思うんです。

やっぱりシミュレーションというのは、全体像を大きく計算しているだけですから、しかも想定な前提を持っているので、7年後にこうなるというのは、多分、オーダー的には何とかかなと思います。直感的には。ですけど、途中で評価を入れるのはちょっと厳しい、データの的には厳しくなるんじゃないかと思って、科学的に判断をするには、やっぱり何本かでもいいから集中的に、怪しいところをですね。それをモニタリングの代わりにもあるし、県境から入ってきているかということもある程度チェックできるというようなデータになるかと思うんです。

ですから、是非、何本かは自動計測機械は、そう大したことないですけどね、と思うんですが。

事務局： 分かりました。今、ご意見を頂戴しましたので、やはり谷筋の部分、県境のア-29のあたりから谷筋に沿っては非常に重要な場所と考えておりますので、今は、先ほど中谷が申しましたとおり、人力で週2回程度の測定というふうに考えておりましたが、主要な地点については、常時監視できるように考えて、次回の協議会でその辺も含めて計画をお示ししたいと考えております。

古市会長： 今、2つのシナリオがあって、1つ目は、今、想定されている完全に遮断されて、そのうえでの本当に揚水がちゃんとできるか。濃度がどうなっているか

というのをしっかりポイントでチェックしましょうという話が、多分、そういう意味だったと思うんですね。

さっきも言ったように、ザルでやった場合、その場合のモニタリングの位置もまた変わってくるんですよ。どこをしっかりと、その辺をモニタリングしなきゃいけないかという、その両方併せたような議論を是非やっていただきたい。言っている意味、分かりますよね。過大な計測、負担にならないようにはすべきだと思いますけど。少なくとも境界で、今、どちらから流れてきているか分からないような地点と、一番揚水しやすいところが本当にその量を揚水できているか。一番下流側で処理にもっていく時の濃度がどういうふうに変動するか。ということは、少なくともやっていないと駄目でしょうね。

それと揚水した時、これは 1,4 ジオキサンですからね、ジオキサンを処理するというのは、高度処理ですからね。今の処理システムでどういうふうに、今、十分対応できるんですが、ショートカットしていいかどうか分からない、これは。だから、その辺も含めてのトータルの水処理になるから、これはしっかりやりましょうということ、そういうようなことも含めてお願いしたいと思いますね。

他にいかがですか。宇藤さん、お願いします。

宇藤委員： 私は専門的なことはよく分からないので、違う面で。

浄化方法について2年程度経過すると、中間評価を行うというふうになっておりますが、この中間評価したことについて、どのように、誰に提起していくのか。どういう場面、どういうところで相談し合っていくのか、そこまで計画できていますでしょうか。

古市会長： 中間評価の方法論ね。公表の仕方、または協議の仕方ですよ。

事務局： 中間評価については、まだ詳細には決めておりませんが、これから検討しますが、事前に協議会に専門家の先生方がいらっしゃいますので、協議会が基本になっていくというふうに考えております。

古市会長： それでね、この協議会は、いつまで続くんですか。その辺のところを踏まえていないと、要するに水処理の方はあと何年という期間は入っているんだけど、この後で議論すると思うんですが、再生計画の方はいつからいつまでやるのか、とか。だから、全体のお話があったうえでのスケジューリングにしないと、我々は何をやればいいのか。どういうことを議論して、何に対して責任を取らなきゃいけないのかということのを少し明確にして方がいいように思いますね。

事務局： 協議会ということですけども、皆さまご承知のとおり、ここまで皆さんのご協力を得ながら、撤去という意味では、最終局面までほぼ近づいてきたという

ところでございます。

今年度で申しますと、撤去完了、あるいは森林整備の話も、今日これからお示し、方向性をお示するというところでございまして、一定の区切りを迎えるということにはなります。

来年度以降の協議会については、従って、これまでとは大きく内容が変わっていくものだろうと思っております。

ちょっと概観してみますと、来年度以降は、34年度までの地下水の浄化に向けた評価。あるいは、地域振興の部分ですよね。それから、26、27では、跡地補整の関係だとか、植林の関係というふうなものもありますので、それらにつきましては、協議会という形態を持ちながら、地元田子町、それから有識者の皆さんのご意見をいただきながら、着実に進めて参りたいと考えております。

ただ、その具体的な体制、人員、回数、その点につきましては、これから来年度に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

古市会長： どう言ったらいいかな？特措法が10年間延長になりましたね。この特措法でやるということは、税金を投入するということなんですよね。だから、3分の1から2分の1の国費が入るんですよ。ということは、全国の人が注目しているわけですよ。県費も入りますけどね、勿論。だから、そういうものに対しては、しっかりした計画が立っていないと、これから考えてみますということでは、ここの委員、一番中心にいて議論している委員でさえ分からないもの、先が。その辺をやっぱり明確にしないと、修復計画の修復の中には、廃棄物を全量撤去しても、地下水が汚染していた状況があと何年も続く、上手くいったとして続くんでしょう。これに対して、どう責任を我々はとるのか。議論するのか。

修復計画だけではなく、再生計画もやるというふうに最初に決めてあるんですよ。だったら、そういう、全体の中でどういうふうやっていくんだということをもう少し明確に示すべきだと思いますよ。私はそういうことを一切聞いていないからね。会長が聞いていないということはどういうことですか、これ。どうぞ。

宇藤委員： あと、1,4-ジオキサンとか、凄く大事な部分だと思うので、水処理施設があるからといって、その肝心な報告とかそういうものをどういう部分で出していくとか、そういうものまで見えないと、地元の人達が安心して、地元ではお話し合いは町長さん中心にして何かとやっていくと思うのですが、県との話し合いとか、今まで私達がいろいろ会議の中で話してきたような内容をこれから先、どういうふうにして見えるようにしていくのか。その辺までは是非教えていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。

事務局 : すいません。説明が不十分な点があればお詫びいたします。そのうえで、申し上げれば、間違いなく申し上げたいのは、34年度を目標として浄化を行います。そしてその間の毎年度の状況というものは、きちんとこういう有識者の方々、そして田子町の関係者の方々も含めた、このような場できちんと説明して参ることとしております。そこはお約束させていただきます。

古市会長 : 多分、きっちりしていかれるとは思いますが、でも、その中身が分からないからもう少し説明していただけますか、ということなんです。

それは、やりませんということはありません。それは絶対やる。先ほど、冒頭申し上げたけど、税金を投入してやっていることだから、当然やらないといかんのですよ、情報公開して。

事務局 : 我々からしても、申し訳ございません。当然のことをごさいますて、言ってみれば、当然、こういうような何らかの形での協議会を組織して、きちんと、当然、これは今までと同じように地元の田子町のご理解も得なければいけないですし、安心も得ていかなければいけないものと考えております。

従いまして、そういった意味で、お叱りを受けるというのは、私共、何とも言えないんですけども、当然のごとく考えているので、ご理解をいただきたいと思っております。

古市会長 : 林部長さんをお叱りなんてとんでもない話なんですけども。怒られるのは逆なんですけども。

そうじゃないんですよ。当たり前と思われているのであるならば、少し、手順みたいなのが見える形にして欲しいなということなんです。だから、その辺の行政と市民とのスタンスが若干違うのかも分からない。

事務局 : その意味で確認をさせてください。

古市会長のおっしゃる手順というのは、もう少し我々、誤解のないようにしていきたいと思うのですが。

古市会長 : そうですか。

例えば、協議会という形が、今まで6回やっていったのが5回になった。今度はもう廃棄物がないから水処理だけだということであれば、年3回なのか、2回なのか。それと、今度はメンバーを替えてどうするのかとか。それから、今言ったような幾つかで中間評価する。これは1回かどうか分かりませんね。もう1回やるぐらいか分かりませんね。そういう時には別途また何か中立的な評価委員会みたいなものが、我々、自分達で責任持ってやっているんですよ。でも、自分達がまた評価するのか、それともまた別途、第三者的な委員会で評価していただくような形をとるのかとか。

これは、今、修復の方だけです。再生計画の方は、全く今まで計画が出て

いないんですよ。手順が。こういうことをやりますよ、というのがありますよ。この後、出てくるかも分かりませんが、そういうものが今まで、当初始まってから3、4年目の時に住民の人にヒアリングするだとか、いろいろ石井委員とか小田委員とか、いろいろ頑張ってもらっていただいていますよ。知事賞みたいなものでアイデアを汲み上げたりしています。そういうものをどう活かしていったらいいか。新たなものをどういうふうに組み入れていくのかというような、再生計画の全般が見えないもの。そういうものを明確にしようね。して欲しいね、ということなんです。今までないでしょう、こういうの。ありましたか？

事務局：環境再生計画というふうなものが、22年の3月にできました。その中に盛り込まれているのが3項目ございまして、それを我々は対外的にもやっつけていこうということで、それぞれの分野で作業を進めております。

例えば、その1つ、情報発信の部分についても、今、アーカイブということで、担当者が作業を相当進めておまして、次回の協議会でお示しするということとございまして、森林計画につきましても、今日の議題に上っているところでございます。

また、地域振興についても、東急建設さんが立地可能性調査ということでやって参りましたし、その後の状況等についても、これからお諮りするということとあります。

従いまして、環境再生の計画、いわゆる跡地の関係なども含めた、そういうふうな方向性に則って、それぞれの分野、それぞれに着実に進行しているということとでございます。

古市会長：着実に進行しているかどうかはちょっと分かりませんが、いろいろ項目を挙げられてやっておられるということは存じ上げています、勿論ね。それが新たな特措法の延長の中で、どういうふうに繋げていくのか、という議論はされていないんですよ。

事務局：すいません。基本的には、今年度の末までに、今、室長が申し上げました3本柱についての考え方、今日、この後、森林の整備計画なりをお示しするわけですが、そういった3本柱について、今年度のこの協議会の場で、基本的な方向性について我々の考え方というものを説明し、それについてご了解をまず得たいと。

ただ、その進行過程、基本的な方向は、それに基づいて来年度以降、きちんとやっていき、そしてそれについての過程というものを来年度以降の協議会の場できちんと説明して参りたいと。

ただ、後ほど出てきますけども、残念ながら地域振興の部分については、今、この後、ご説明する事情もございまして。そういった部分で、今年度で終わりにできない部分というものも出てくる可能性がある。そういった部分についても、

来年度以降の中で詰め切れない部分については、きちんとお諮りして1つ1つ決めていきたい。基本的な部分というのは、可能な限り今年度で基本的方向性というものを皆さまにお諮りして決めて、それを実行に移して参りたいというのが基本的姿勢と理解しております。

古市会長： ということは今、初めて聞いたんですけどね。

事務局： 説明足らずの部分があれば、それが我々としての今年度のスタートからの、言ってみれば段取りとして理解していた部分でございましたので、説明で不足な部分があれば、大変申し訳ございません。

古市会長： いえいえ、そういう意味では、特措法が継続して、新たな段階に入ったと。そういう中でいろいろの事業なり計画を遂行していくわけですが、やっぱりもっと早い段階なり、本当にこれ、私が言わなかったら今回出ないし、次回はもう最後だし、というようなことを少し危惧しましたので、やっぱり皆さん、自分の立ち位置みたいなものを、あと何が残っている、そしてそれはどうするんだろうという責任がありますので、やっぱり前方が見えない中での議論というのは、非常に不安なんです。分かりますよね、分かっていますよね。だから、議論の仕方も変わってくると思うんですよ。

事務局： そういう意味で若干、我々の基本的な考え方をここで再確認させていただきますと、基本的な3本柱の部分、会長が一番ご配慮いただいている3本柱について、それぞれ、今日この後、それぞれについて現状、そして来年度以降の実施についての考え方というものをお示いたします。それについて、今年度の皆さまの中で基本的方向性というものについて、決定というか、ご理解を得て、それに基づいて来年度以降、進めて参りたいと、そこまでまず協議会の皆さまにご理解を得たいということでございます。

古市会長： 分かりました。

今、林部長の方からご回答がありましたが、何かこれに関しましてご質問、コメント、溝江さんいかがでしょうか。目が合いましたので。

じゃ、山本委員にお聞きした方がいいかも分からないですね。田子町との関係もありますので。

山本委員： 特措法の前半10年のことを考えますと、始まる時に全体の計画があって、その年次計画に基づいた分、回数なんか決められてきたんだろうなところでは確かにあるかと思っておりますので、次の特措法、次の会議だとすれば、次の会議にしっかりとそのような会議の持ち方、それから全体的な考え方のスケジュールリングというものが出されるのだろうかかなと思って、今、話は聞いておりましたので、そのようにできればいいなと思っております。

また、これからご説明がある部分につきましても、どうなのか？というところがありましたので、これは話を聞いてからご質問させていただきたいと思っております。

古市会長： ありがとうございます。

そうしたら、榎本委員、いかがですか。何かありますか。次、小田委員にお聞きします。

榎本委員： 前の方の話。地下水の調査の件なんです、石井委員がおっしゃったみたいに、やはりここは岩手県との関係をきちんとしていかないと駄目だと思いますので、シミュレーションですね、よくここまで作ったと思うんですが。この状態を岩手県側の方でも本当は地下水の状態、あれは本当は欲しいと思います。この状態で流れてくる、どうするという話になると思います。

それからもう1つは、このシミュレーションの大きい前提は、先ほど、福士委員も言いましたが、全体の水の賦存量といいますか、あるもののうちの8割を採ろうとしているのか、5割を採ろうとしているのか、100%を採ろうとしているのか。そのイメージが私も分からないんですよ。

我々、地下水を見る時、まず井戸を掘って水を揚げます。そうすると、その地下にどのぐらい水があるかということ、実は、必ず井戸を掘ると水が、水位が下がりますから、戻ってくる、この深さ、時間とか、これが大体その地下にある、流れている水位を見るポイントになるんです。ですから、このぐらいやったらおそらく水が出なくなるんじゃないかと。毎日、水出ないと思います。150tぐらいをやっていると、80と幾らぐらいですか。そこはちょっとはつきりしないなというのと、第一帯水層と第二帯水層と第二の方に水があるというふうな想定であると思います。大前提は、今の遮水壁が完成していないデータをベースにして、今の状態でこれをシミュレーションしている。ですから、それをまたカットしたら、この格好が変わってくるだろうというふうなシミュレーションなんですね。と思うので、シミュレーションとしては、よくやったと思うんですが、実際の井戸を全部水を揚げながらやるということ、そんなに上手くいかないような。いわゆるそういう危険性がとっても高いような気がします。

ですから、先ほど何点かを代表的なものをやったら、復元水を必ずデータを採ってみて、それを基本的見ていると、水がどれぐらい乗ってくるか。その辺が見えるような気がします。

あとは、やはり岩手県側と上手くこの辺をやっていただければありがたいと思います。

古市会長： 岩手県と青森の両方、県境がないとして150という、マックス、廃棄物がある時に。ですから、供給されるのは雨水なんですよ、他に入るものがないから。滞留時間が掛かるかも分からないけども、廃棄物が無くなってもそれだけ入ってくる。けど閉めるから、多分、岩手県側の分50は完全に遮水されると、100

ですよね。でも、そのうちどれぐらいが回収できるか分かりませんよね。確かにそういう岩盤のところですから、風化しているとはいえ、上手く汲み上げられるかどうかというのは難しいと思います。それはやっぱりしっかり技術的な問題として解決しないとイケないと思います。

12 ページを見てみたら、各地層の透水係数のところを見ると、第一帯水層の方は、Pf2層は 10^{-4} でしょう。第二帯水層も 10^{-5} だけど8.85で平均値だろうと思うんです。ほぼ 10^{-4} なんですよ。だから、 10^{-4} といたら、大体砂ぐらいですよ、普通の。礫が 10^{-2} ぐらいだから、礫から砂ぐらいのところの、凝灰岩礫岩なんだけれども、砂と同じような場面だというような。その中で水を汲み上げるというような状況なんですよ。でも、これ、平均値だから、本当に福士委員がおっしゃるように部分的に上手く出るかい？というような話は、多分、あると思います。

そうなってくると、量的な関係からいって、先ほどの入ってくる水も含めると、本当に7年で収まるの？という議論もやっぱりあるわけですよ。その辺のところは、科学的にしっかり見極めないといかんね、という、そういうようなご指摘だと思います。

小田委員は何かございますでしょうか。

小田委員： 折角指名していただきましたので、今日のお話を聞きながら、まずはこの今、環境地下浄化計画のことについての協議事項なんだろうけど、先ほど、これにつきましても、本当に撤去物が完全に最終局面に入って、そしてこれからのあと10年は延長して、汚染水の浄化ということで、これから、これは、私、専門的なことでないので、是非、岩手県側からの遮水が本当にできているのかとか。そういうことを十分検討していただいて、これから効率的な浄化が進めばいいなということで、私は、これは、本当にお任せというか、手立てはこれから十分検討していただいて、適正に行われて欲しいなということを私は願っております。

そして、先ほどちょっと、このマイク振られたのも、これまでの原状回復の対策会議ということの中に再生のことが大きな、これも1つの大きな目標であったのではないかと。その話題が少し撤去の方に視点がいった、なかなかその話題が明確になっていなかったということ、会長さんの方からお話があったんですが。これから、完全撤去された後、浄化は、それはまたこれから継続して、適正に処理することは、また協議しながら、また、情報も私達にも公開しながらということで進められていくと思うんですが、これからまた再生、原状回復、そして再生の方の計画もまたそこで新たに入っていくのかなということで、今日は私もそういうところは期待をもって臨んできました。これからの議題、協議事項の方にも、資料6の方には跡地を活用した地域振興の4ページの参考資料のところにも、これまで再生計画ということで行ったワークショップなどで公募した、選ばれたという、東急建設の方は今回、残念ながら不可能であるという回答をいただいたということで、これからまた新たに再生の地域振興の方

に向けての計画ということでも、県でも、これもまた視野に入れて、これからまた考えてくださるのかなということで、私は期待して今日臨んでいますので、どうかこのあたりも、これからまた更に進めて欲しいなと思っております。
よろしくお願ひします。

古市会長： ありがとうございます。

ということで、次の、次と次の事項に繋がったと思いますので、協議事項を進めたいと思います。

それでは次、協議事項の2番目ですね。青森・岩手県境不法投棄現場跡地森林整備計画（案）につきまして、ご説明よろしく。これは、端的に、時間、今の部分でかなり取っちゃったので、いつも聞いているので、端的にお願ひします。

事務局： それでは、資料5に基づきまして、森林整備計画（案）をご説明いたします。

この案につきましては、今年度、田子町さん、森林組合さん、苗木の栽培事業者さんなど、森林関係実務者のご意見を聴きながら検討して参りまして、今回、県が作成しました。

趣旨につきましては、今年度中に廃棄物の全量撤去が完了することになりましたので、平成22年3月に策定した環境再生計画に基づいて、来年度の平成26年度から現場跡地の植樹による森林整備に着手します。それによって、恵み豊かな自然環境の再生を図るということでございます。

2番の植栽地です。面積は10万5千㎡。植栽面積につきましては、5万3900㎡です。

3ページです。年度別森林整備エリアとしておりまして、色をつけております部分が森林整備エリアです。これは、時期でいきますと平成26年春、26年秋、それから27年の春、秋と4期に分けて植樹、森林整備して参ります。

1ページに戻っていただきます。

3の（1）の部分、植樹による森林整備、これは環境再生計画に記載されているとおり、地元、一般県民の皆さん等による植樹祭、それから企業の森づくり活動などを活用しながら、自然、周辺の自然林と調和のとれた広葉樹を植樹、森林整備を図ります。

その1つとして、来年度、地元田子住民をはじめとする県民の皆さんによって、現場の環境再生が始動するということを発信する、現場で一番最初に実施するイベントとして植樹祭を実施したいと思っております。

イの「企業の森づくり活動」による森林整備については、企業が社会貢献活動として実施している森林づくり活動を現場に広く誘致することによって、現場の森林整備を図りたいと考えています。

（2）の植栽地の管理については、下草刈りなどによって苗木と植栽地の適切な維持管理を行って参ります。

4番の苗木です。これは、県が田子町さんから寄附をいただいている35,000

本の苗木の内訳でございます。これらを来年度から実施に現場跡地に植栽していくということになります。

2ページです。

5の植栽基盤です。(1)の客土として、これまでもこの協議会の場で土質の悪さというものを度々指摘されて参りましたが、現場跡地については、廃棄物とともに表土も掘削されて基盤層が露出している状態にあるため、今後、苗木の生育に適した植栽基盤を整備するため、50cm程度の客土を投入することとしております。

(2)の斜面の勾配です。これは、試験植樹のモニタリング結果にもありませんけれども、水捌けが苗木の植栽に重要であるということで、一定の地山なりに客土を施して整備すること。緩やかな勾配にするということで、高木類、低木類の植栽が可能な緩やかな傾斜に仕上げていきます。別図の2の断面図のとおり、現場跡地を仕上げていきます。

それから6の跡地整備工です。まず(1)ですけれども、跡地内の雨水を排水するために、谷地形の底部に人工沢を整備するとともに、周囲の自然地形と調和させるための自然型の護岸と水流を調整するための池を整備します。作業用通路として、揚水井戸の管理、森林整備作業を円滑に行うため、場内道路を作業用通路として活用して参ります。

7の植栽手法です。これは、自然回復緑化の一手法である、「自然配植技術」というものを基本として植栽して参りたいと思います。

当該記述は、植栽地の地形、地質等の実地調査によって得られた知見に基づいて作成される植栽位置、密度、樹種などの設計に基づいて、植栽地の周辺から採取・栽培された苗木、地域性の苗木を植栽することで、豊かな自然美を再生するという手法でございます。

これについては、一番最後のページに技術の内容、概要を添付しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

8の年度別計画でございます。上の方から、植樹につきましては、平成26、27年の2か年で完了したいと思っております。

その後には下刈り等による植栽地の管理を継続して行くという計画になっております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。具体的に今までいろいろ植林の条件、整備してきたわけなんです、実際にそれを踏まえて、3ページのところですね。こういうような整備計画を立てておられるということですが、何かコメント等、ございますでしょうか。

溝江委員、お願いします。

溝江委員： 説明、ありがとうございます。

これまでの試験植樹を基にして、いろいろ本格的な森林整備が着手されるということで、今までちょっと危惧していた客土もしたうえで最新の植栽方法で再生計画の第一歩が示されるということで、本当に大きな期待と同時に、本当に待ち遠しい思いで一杯です。

そこで提案というか、要望ですが、もっとこのことが広く県民に周知するよりよい手立てとか、力強い方法を探っていただけないかなと。

広報については、地元3紙で毎月1日、15日、地元3紙でやる広報青森県があって、テレビ3局、それからラジオ2局のものがありますが、私自身思うのに、最も優れたものは県の広報広聴課が毎月1日に出している県民だよりです。ここに10月号のものを持っていますが、まず全ページカラーで活字が大きくて、さらに町内会に入っていると、全ての全戸に県内で配布されているものです。八戸市であれば市の広報と一緒に1日に入ってきます。

そこで、こういう今までの県境産廃の実態等を示したうえで、全量撤去されたということで、併せてア、イの2つの植樹祭の県民への公募を周知する。それが第1回目だとすれば、そして更に植樹の様子を第2回目でやるか、あるいは、それが無理であれば、その両方一緒にするとかという形で、この県民だよりを活用しない手はないなと思っていますので、是非、県の広報広聴課と相談をして、大いにPRすれば、植樹への公募も沢山の方が手を挙げるのではないかなと思っていますので、ご検討、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局： ありがとうございます。その方向で準備してみたいと思っております。

古市会長： 他にいかがでしょうか。
山本委員、お願いします。

山本委員： 全量撤去が完了して、そして環境再生に向けた取り組みが開始されるということは、我が町としましても悲願でありましたし、大きな期待を寄せているところであります。

その中で我が町としましても、しっかりとした対応をし、これらを町民にも早くお知らせをしながら、全町あげてというふうな気持ちでこれに取り組み、その県境産廃とは何であったのか。そして、その植樹を通して何を我々は取り戻したのかということをしつかりと意識付けをさせていきたいと思っていますところでもあります。

それにつきましては、26年度の春に多くの面積がこの対象になっておりますし、また26年度の中で、秋の部分もございまして、多くの面積が26年度で行われるということになりますけれども、心配されるのは、客土がいつから始まって、そしてどんな準備をして、そして植樹はいつなされてというふうなことと、26年度に向けて、どんなスケジュールなのか。これは、やはり早めに教えていただくことで、町民にも周知徹底をし、我々もそれに待ち望む体制を作りたいと思っておりますが、これはいつ頃発表するのか教えていただきたいと

思います。

事務局 : まず、客土の時期については、年内に廃棄物撤去完了次第、客土による跡地整備に入っていきます。これは、今年度だけではなくて26年度まで続きます。それに伴って、こういった森林整備のエリアが変わってくるということになります。

それから実際の植栽の時期については、今後検討して決めて参ります。その際には、田子町さんにもご相談させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

古市会長 : 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

これは、青森県との関係、非常に難しいと思うんだけど、岩手県はどうするんでしょうね。要するに青森県の方は跡地が綺麗になって森林公園みたいになっているんだけど、その横で岩手県はどういう風景なんだろうね。その辺のお話はされていますか？

事務局 : 植樹祭につきましては、6月ということで、一応、日にちについてはこれから詰めて参りたいと思っております。

岩手県の跡地につきましては、私共も情報交換はできるだけまめにやっているんですけども、岩手県さんの方から、跡地をこうしたいという形でお伺いしても、その前の作業を今、優先しているのではというふうなことで、具体的なお話はいただいているところでは。

古市会長 : ということは、産業振興の方は考えておられる。そういうお話？どういう意味？修復の方が忙しいから、そこまで手が回らないという意味ですか。

事務局 : いま現在、原状回復について、岩手県さんも本県と同様に一生懸命やっておられるということでございますので、その作業の方を全力を挙げてやっていますというお話でございます。

古市会長 : そうですか。

この後の地域振興も情報公開も含めて、やはり岩手県ともこれから少し、そういうお話もされてもいいんじゃないかな、という気はいたしますけど。

事務局 : 岩手県とも、室の方ではいろいろな情報交換というのはさせていただいているというつもりでございます。ただ、

古市会長 : なかなか難しいのは分かっています。

事務局 : 思ったような情報をいただけないという部分、ご理解をいただければと。

古市会長： 一応、こういう形では言っておいた方がいいんじゃないかなと思いますので。
ありがとうございました。
では、次のところをお願いします。

事務局： それでは、資料6に基づいて、県境不法投棄現場跡地を活用した地域振興についてご説明いたします。

まず1番の東急建設株式会社の事業立地についてでございます。

環境再生計画の地域振興策につきましては、当該施策の1つである、再生可能エネルギー施設の立地について、東急建設株式会社が主体となって近隣食品工場の食品残さや畜産バイオマス等を活用したバイオマス発電と、廃熱を利用した園芸事業の立地可能性調査を行って参りましたが、今般、同社から現場跡地に係る下記の制約から事業の立地を断念せざるを得ないとの検討結果が示されました。

まず、1番目ですけれども、バイオマス原材料の安定確保に目処が立たない。2番目として、利活用エリア、これは選別ヤードの跡地のことですが、地質が軟弱で重い施設を支持できないということで、施設建設の際は建物の基礎を岩盤に岸着させる必要がありますけれども、帯水層を貫通することで、汚染地下水が漏出して地下水の浄化計画に悪影響を与えるおそれがあるという理由から今般、断念という検討結果が示されたところです。

貫通させない手法も検討されたんですが、やはり土質が軟弱で、どうしても杭の基礎が必要だということで、最終的には建設は困難だということになりました。

2番目は、その他の再エネ施設の検討です。

1つ目は、環境省の調査ですけれども、太陽光発電につきましては、設置場所となる利活用エリアでは狭く、パネルの設置場所が限られること。冬期間の積雪が多いことなどから、売電を目的とした立地は経済性から難しい。近隣の施設で使用する電力を賄う程度であれば可能なんだけれども、売電事業としては難しいということです。

2番目は東急建設の当初の提案で、木質バイオマスによる水素製造と施設園芸につきましては、間伐材の買取価格が合わないということ。それと、地下水が汚染されている現場で作られた作物は市場の理解が得られないということで、24年度中に断念されています。

3番目については、今年度、風力発電施設についての問い合わせがありました。この施設については、今回、東急断念の理由と同様になりますが、基礎を岩盤に岸着させる必要があり、汚染地下水の浄化に悪影響を与えるということで不適であるという判断をしたところです。

これを踏まえて、3の今後の取り組みでございます。

新たな事業主体の募集という方針です。

東急建設株式会社が事業立地を断念する理由となった跡地の制約について

は、汚染地下水の浄化完了を見込む平成 34 年度には解消されることとなります。よって、県では今後、平成 34 年度以降の事業立地も視野に入れつつ、新たな事業立地の可能性を探りたいと考えております。

そして、その手始めとして、募集情報の周知も目的に公募型プロポーザル方式によって、環境再生計画及び地域の特性、地理的条件、主要産業等を踏まえた地域振興に繋がるハード、ソフト、両面にわたる事業主体を募集してみたいと考えています。

スケジュールですけれども、募集期間は 11 月中旬から 12 月中旬。審査は 12 月の下旬。審査結果の通知は 1 月というスケジュール案を考えています。

審査は、県が設置する審査会において提出書類及び提案者による説明の内容を審査いたしまして、採択の基準を上回る提案のうち、最も評価の高い提案者を利活用エリアの貸付契約の候補者に選定したいと考えています。

現在、その審査委員会の委員の案として、本協議会の佐々木委員、福士委員、山本委員、宇藤委員にご協力をお願いしたいと考えております。

別添にプロポーザルの募集要領の骨子を掲載してあります。3 ページです。

これは募集要領の骨子を抽出したものです。

2 番目の貸付地の立地条件の部分で制約がある中での立地になりますけれども、これを示しつつ、4 番の参加資格については、法人その他の団体ということで、多くの方々からの募集を考えております。提案していただく事項については、その主体の組織概要、経営状況、財務状況を書いていただきます。それから、事業のコンセプト、事業の内容、事業費、それに伴う地域振興の効果というものを書いていただきます。

それに続いて、先ほどご説明したとおりの日程で募集、審査、通知していきます。募集方法ですけれども、県のホームページであるとか、地方、全国紙及び業界紙も含めたマスコミに対して広く資料提供をしていきたいと思っております。

審査につきましては、審査会が審査して、最も高い提案者を契約候補者とするということをご説明しましたが、現場跡地に立地することが相応しい事業者、事業内容であるのかどうかというのも非常に大事であると思っておりますので、そういった部分で採択基準を上回らない場合は、選定しないということも考えられます。

それから 10 番の契約の締結です。

最終的に選定した事業者が現場跡地で事業に着手するという場合には、現場跡地貸付契約の締結をいたします。

それに関連して、立地を検討する事業者については、事業に応じた支援制度の有無、活用の手続き等の相談に応じていきます。

2 ページに戻ります。

募集が不調に終わった場合の対応です。

(1) の立地問い合わせに対する対応ということで、事業提案の募集が不調に終わった場合であっても、引き続き県ホームページ上に事業主体を募集する広告等を表示して、現場への立地を希望する、あるいは問い合わせに対応して

いくこととしています。

(2)、当面の地域振興策です。当面の地域振興策として、レクリエーション、イベントのほか、自然観察や休養等による県民の利用促進を図ることとし、現場跡地を整備・活用することにより、田子町の交流人口の増加に繋がることを期待します。

別添2をご覧ください。5ページになります。

まず利活用エリアと申し上げてきた現在の選別ヤード跡地については、「集いの場」として駐車場、あるいはフリーゾーンと呼ばれる部分での教育旅行の誘致、地元のお祭り関連のイベント、軽トラ市であるとか、そういったことを行うためのエリアとして、平面整備を行うということを考えています。

そして、赤い枠で囲んでいる森林整備エリアにつきましては、木を植えるだけではなく、訪れた人がここで憩うことができるような、広場として活用していきたいと思っております。

それから、自然との触れ合いの場ということで、改めて自然観察歩道などを整備して、県民の方々が多く利用できるようにしたいと思っております。

地域振興については以上です。

古市会長： ありがとうございます。

ちょっと熱心にご議論していただき過ぎたのか、4時2分ほど超過しております、できたらあと10分以内に終わらせたいと思っております。

今、地域振興についてお話をいただきましたが、何かご質問とかコメントとかございますでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： 時間がないので端的に2点だけ教えてください。

非常にプロポーザルの期間が短いのと、不調に終わった時の話の方が少し大きいような気もするんですが、今回のプロポーザルを行う目的が1点。

2点目は、別添の2で見ていただくと、こういうふうな形で作っていくのはいいと思うんですけど、当面ですね。情報発信のところ、「忘れない」という部分は、具体的にここにどう活かされるのか、この2点、お願いします。

古市会長： 2点目の「忘れない」というのは。

石井委員： ここの不法投棄現場があったということで、我々がこういう苦勞をしてきてやった部分、忘れないという部分が、別添2のところはどう活かされるのか。

古市会長： メモリアルみたいなものね。

石井委員： そうですね。

事務局 : 今回のこの募集、公募するというこの目的については、まず、アイデアを含めて、事業者を募集するんですよというこの周知を兼ねて、発信していくという目的がございます。

確かに、今現在は跡地の立地条件というのは良くないわけですけども、その中でも県は今も立地を進めていくんですよということを公にして、その中で興味ある事業者さんがいるのであれば、審査会を設置し、その中で審査評価していくという、まずは周知が目的であるという部分があります。

情報発信というのは、実はこちらの中でもいろいろ議論しています。今のところ、26年度、27年度の2か年をかけまして森林整備が進んでいくと、段々目に見えてこの絵に描いた形が現場で進んでいくんですよ。

そういった時に、ここが不法投棄現場であったことを忘れないようなものは何が相応しいのかを26年度に植林等の進捗を見ながら、1年掛けて考えていきたいと思っています。

27年の設置に向けて、1年間、じっくり様子を見て考えていきたいと思っています。

古市会長 : 石井委員。

石井委員 : まず1点目の周知というのは、ちょっと意味が分からないんですけども。リセットという意味ですか。よく分からない。周知と言われてもよく分からないです。要するに、1回周知をして、1回、一応、公募したんだという形を作って、別添2のようなことをとりあえずやりましょうということを決めたいというふうに聞こえるんですけど。それが1点目。

それから2点目は、具体的に来年度考えるのは、それはそれで僕はいいと思うんですけども。先ほど、溝江委員だとか山本委員からお話があったように、森林、植林整備するにも、元々そういうところだったんだというストーリーが大事ですよ。全体の流れが。それが、まず植林をやって、それをやりながら考えていくんだと。何かあまりにもセパレートしているような、3つの柱の事業がどこかで本当は繋がってなきゃいけないのに、全部がそれぞれバラバラになっているような気がして、その辺はちょっと違うんじゃないかというように思います。

事務局 : まず1つは、図、着色した図をご覧いただいていると思うんですけども。とりあえず、公募してみて、これは相手がある話なので、我々は、さっきお話したように、報道機関の方に頭を下げて掲載してくださいとお願いをしながら、より多くの皆さんにこの土地が利用できますよといったことを知ってもらうことが大切だと思っています。

それで、今、この色づけしても分かるんですけども、仮にないとしても、我々は何か構造物を造って、新たに今後、事業主体が出てくるといった時に、また壊してやり直しするとかということがないので、あえて、あれを造る、これ

を造るというような形でお示ししていない、最低限の形でやっている。

何もない形なんだけれども、賑わいを創出できないかという、ソフト面でのアイデア出しとして、ここに書かせていただいているものなんです。

従って、前に田子町長さんともお話ししたりしているんですけども、やっぱり地元としても、ここに何か欲しいと、事業主体が欲しいというようなご希望があって、かつ制約条件といったものが現実にあるわけですから、そういった長い目で見ていくという視点が大事だよねということでございます。

従って、私共は、今、一応、「ここが空いていますよと。どなたか事業、なさいませんか」というふうなことを皆さんに広くお知らせしつつ、1年後、2年後、3年度、5年後、そういった時にここに来たら、「ここはこういう状況でこういう条件なんですけども」というようなことで、ただ、何でもいいというわけにはいかないんですよ。やっぱり地元の方が「これだったらいいよね」というふうな形の施設でないと、それはよくないものですから、その辺は地元とか、ご意見を聴きながら進めていく必要があると考えております。

それから、ストーリーというお話なんですけども、それは、私共、知ってもらうというのは企業の森もそうですし、当然、そこで県民植樹祭というような形でやる時も、この土地がどういう土地であるのか、この植樹祭はどういう意味を持つのか、そういったことはお知らせしつつ、開催しようと思っておりますので、セパレートというか、これはこれ、それはそれ、というふうなことで分けて考えているというふうなことは、私共はないわけでございますのでご理解を賜りたいと思います。

古市会長： とりあえず、他の人に聞いていいですか。

山本委員、お願いします。10分で終わりませんから、あと10分お願いします。

山本委員： あまり長くしないようにします。

募集スケジュールが25年にやりますよということですが、我が青森県側の現場は斜面でありますので、簡単なイメージでいうと、上の方から綺麗になっていくはずだということになりますと、2年、3年ぐらい経つと、パイルも打てるようになるんじゃないかと期待するわけです。そうした変化点があった時点で、是非また募集を掛けていただくというようなことを複数回、このような取り組みをしていただくということをお願いしたいんですが、それは可能なんでしょうか。

事務局： その辺につきましては、浄化の程度を随時確認しつつということになるわけですが、現実問題として、地下水は非常に複雑な動きをしていますので、山本委員がおっしゃることに対して、今、この時点で可能性が高いというふうな言い方は難しいと思います。

ただ、おっしゃっている趣旨は十分、私共、県としても受け止めております

し、理解しているつもりでございますので。

古市会長： よろしいですか。

澤口さん、最後に一言どうですか。

澤口委員： 最後に一言だけ。

印象として非常に地域振興に関してはトーンダウンといたしますか、後ろ向きというか、そういう印象を私は否めないんですけども。

もう1つ感想といえば、これが、協議会始まった当初の県の職員の方、非常に熱かったんですよ。今は、これも本当に申し訳ないんですが、冷めて冷めて、本当に冷却状態に入ってしまったのかという印象しかないんですが、まず、非常に辛口ですけど、終わります。

古市会長： ありがとうございます。

榎本委員、お願いします。

榎本委員： まず、この跡地の利用の話ですが、私はまず一言でいうと、青森県だけ考えても駄目だと思います。私がもし何かをしようと思ったら、あの立地を考えたら、岩手県の方が平地です。あそこを使いながら考えていかないと、魅力はなかなかないだろうと思うのと、やはり、ここまではしょうがないと思うんですが、県の段階でもそれぞれいろんな対応をしてきたと思いますが、跡地の利用については、基本的に二戸と田子さんがきちんと話し合うような場、岩手県と青森県が同じテーブルで話し合っ、一緒に何かを考えるというふうなことをしていかないと、結局、線引きしてやってしまっ、こっちはこっち、線引きするというのは、私はとっても良い形にはならないと思います。

ですから、私もこの募集については、そんなに良いものが出るような気はないんですけども、やっぱり造るとすれば、あそこ全体をどう考えるかという、そのイメージで提案を求めた方がいいような気がします。

ですから、是非、これまではしょうがないんですが、これから先のことは、両県と町と市が一緒になったような形のいろんな提案を受けるような形をして、そういう方向性を是非検討して欲しいと。

事務局： すいません、ちょっと事情の部分を申し上げますと、現場の土地に係る状況というのは、本県と岩手県が丸っきり違う状況になっております。

というのは、ご存知のように、本県側の現場の土地というのは、県有地であって、その跡地をどうするか考える状況。従って、この協議会の場でご議論いただいていると。

それに対して岩手県の現場の土地というのは、元々原因者である事業者の土地でございます、その土地を岩手県側が代執行の費用を徴収するために差し押さえしている土地でございます。

従いまして、岩手県の事情としていえば、代執行の費用を徴収するために、差し押さえしている土地を、基本的には法律に基づいて、公売を掛けて売って、代執行費用に入れるための土地として、岩手県は差し押さえしているという状況でございます。

従いまして、そういう意味で、本県と岩手県とでは事情がかなりというか、違う状況からのスタートになるという事情がございます。

古市会長： はい、どうぞ。

榎本委員： それは、おそらく行政的にはそうなんです。だけども、企業から見たら、岩手県から買って、青森県の県有地も売却の対象にはなるんですか。というふうに両方1つにして考えないと、価値が出ないと思います。もう1つ超えた考え方をしないと、将来のあそこをどうしようかという時にもう1つ上が欲しいと。

古市会長： ちょっとそれ、議論したらあれなので、そういう姿勢でそういうご意見だと。だから、そういう方向でご検討いただけませんか。そういう難しいご事情もあるというのは重々理解できます。

事務局： そういう事情をお含みのうえでの趣旨というのは、十分理解しておりますので、岩手県それから田子町さん、それから二戸市さん、そういった部分でご相談という場も設けながら可能性を探ってみたいと思います。

古市会長： よろしくお願ひします。
佐々木委員、お願ひします。

佐々木委員： 手短に。

まず1つ、石井委員もおっしゃったように、非常に募集期間が短い。難しい条件の割にはあまりにも期間が短すぎて、これは周知させる目的で短期間でもいいんだということをおっしゃったようなんですが、やっぱりもうちょっと時間をとらないと、考えようという人もやる気なくなっちゃうんじゃないかということが1つ。

それからもう1つは、別途2の5の地図でいうと、フリーゾーンが対象なんですよね、事業提案募集は。何かここ、ここだけだとあまりに限定され過ぎちゃって。

このブルーで囲った線でしょう。これでも僕は少ないと思うんですよ。他の緑地まで含めるということではなくて、ただ発想としては、全体の敷地、さらには田子町と、あるいはもっと広域のことを考えて事業を考えるということをししないと、何か非常に手足が縛られた中で提案しろと言っているような感じなので、もうちょっとそのあたりの条件は緩和していただきたいと思います。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

小田委員、楽しみにして来られたということで、一言。

小田委員： とにかく私も募集期間が少ないな、これでは募集する方、応募する方がいるのかな？ということをもまず考えました。

それから、今、佐々木委員がおっしゃったように、青い部分ですよね。駐車場とフリーゾーンの部分、ここで何かする。そして、それを、あそこを活用する事業者にそこを貸し出すということなんですが、ここだけでどんなことができるのかな？ということをも考えました。

それからもう1つ、私、教えて欲しいのは、この森林整備エリアのところの整備というのは、これはもう最初からこのような形で進めていくという計画で理解してよろしいのでしょうか。歩道とか広場とか。それはそれで

事務局： まず、スペースの問題は、今の選別ヤードですので、1万㎡が狭いか広いかということでございます。それで、肝心なのは、あそこは平場になっており、残りの森林ゾーンとしておりますところは傾斜地、かなりの勾配でございます。要するに3m進んで1m上がるぐらいのもの。場合によっては、2m進んで1m上がるというふうなことですから、スキーをやられる方だとよく分かりますけども、かなりの急勾配になるわけですし、そういうところを何に使うかというふうな、なかなか難しさもあるんですが。と同時に、そもそも環境再生の議論をした時に、田子町さんでは特に多かった意見として、森に戻したいというふうなご意見が非常に多かったということも事実でございますので、地形の関係、あるいは地元のご意向、それから今までの検討の経緯を考えた時には、このゾーニングには、それなりの妥当性があるものと考えております。

事務局： それから、今の募集期間について、いろいろ皆さまからご意見をいただいたんですが、我々としては、やはり審査委員会、委員4名、5名の方々に検討いただくにしても、その結果について、この協議会にもご報告してご理解もいただく必要があるだろうというのが基本としてまずございます。

そういった意味で、もし古市会長なり、委員の皆さまがよければ、先ほどから出ている1月11日がもう1回、それをあるいは延ばすなり、あるいは会長の日程もございますけども、もう一度3月なりという線も含めてご検討ということであれば、延ばすことも可能、してもいいのかなというふうには今、思うところでございます。

古市会長： そうですか。

ありがとうございます。少し私が質問しようと思ったことも林部長がお答えいただいたんですが。

最後に私、申し上げたかったことが3点ほどございます。

それを今、議論しているとあれなので、コメントといった方がいいのかどうか分からないんですが。

1点目は、これは協議事項でしょうか、報告事項でしょうかということなんです。というのは、この事項だけが地域振興で終わって「(案)」ではないんですよ。象徴的に書かれているんだと思うんですが。

ということは、どういうことかということ、報告事項だったらこれでいいよね、じゃ、我々の意見を聴いてやってよね、ぐらいで済むんだけども、これが協議事項だとすると、今の委員の方々のご意見を聴いていると、必ずしも納得されていませんね。だから、これは協議了承というわけにはいかんのですよ。協議事項とするならば。これが1点目。

それと、34年度には解消されるのでうんぬんなんですけど、これは、世界に発信するような現場ですから、前からここで議論しているようにマイナスをプラスにもって行って、これは世界に冠たる、凄く苦勞されてそれをプラスに転化するような場なんだよと。そういうことをもう少し前面に出して、いろんなことを考えるべきじゃないでしょうかと。冷え冷えとした議論じゃなしに、もっと熱い議論にすべきだろうという私は思うので、今年度中に収めて、無理に収める必要はないのではないかと、私は。性急に何故、本当に、急にこういうのが出てくること自体が不思議なんです、本当に、もうちょっと議論しないとね。前の提案でさえ、2年ぐらい掛けていますよ。実行していろいろやることに対しても1年ぐらい掛かっていますよ。それを何で半年も、こういう形でやられるんだろうかというのが2点目の疑問。

3点目は、林部長がおっしゃっていただいたんですが、協議会とこういう審査会との関係が不明だったんで、これは行政の側で一方的にやられるものなのか、協議会でもう一度あげていただく話なのかが分からなかった。今はあげていただくというお話だった。

その決定プロセスにしても、地元の方の意見を聴かないといかん、という話一杯出てきていますので、やっぱりそういう決定プロセスを少し明確にしていかなきゃいけないですよ。だから、折角、10年延長したんですから、もう少し本当に失敗しないようにしたらどうでしょうね。変に発信してしまっただけでポシャって、変なイメージがついても次へ打てないようなことになったらマイナスですよ。やっぱり準備はしっかりして、世界に冠たる、ここの実績を発信して、再生計画に繋げるべきだと私は思いますね。これが3つ目です。

これらについてお答えいただくのは、今はちょっとあれでしょうから、ご検討いただきたいと、私、最後の会長としての感想として申し上げたいと思います。

事務局 : すいません、若干、この先の進め方の関係もございますので発言させていただきます。

まず、いずれにしても、県境再生の部分に関しましては、この協議会でのご

意見を伺いながら県としては進めていく、それは基本姿勢でございます。

そして、協議会だけではなく、当然、地元田子町の意見、ご意向も含めながら進めていくという基本姿勢でございます。これはまず基本でございます。

そしてまた、今日お示しした資料の6、今日のこの協議会でご理解が得られればという前提で11月中旬から公募をかけるという資料をお示ししたわけですが、今の古市会長のご意向も含めて考えますと、そういうわけにもいかない。そういう意味で、古市会長のご意見としては、当面、お示した案でいう、公募というものは、一旦無しにしたうえで、次回、1月11日なりに検討のうえ、また考え方というものをお示しするという、ご意見ということでよろしいですか。

私共も拙速な形で進めて皆さまのご理解を得られないというのもまずいという部分は十分承知しておりますので、そういった意味では、大変恐縮でございますが、ただ今、資料6でお示ししたような日程というものは、一旦取下げさせていただきまして、1月11日の協議会の場で改めて提案させていただくというものを今回の協議会のご意向、最終決定は協議会を受けた形でもう一度庁内、整理させていただきませんが、そういうようなご意見という形で受け止めさせていただきたいと思っております。

古市会長： 分かりました。ありがとうございました。

ということで、次の協議事項に移りたいと思っております。

最後の協議事項ですが、モニタリング計画の変更ですね。これについてご説明、よろしく申し上げます。

事務局： それでは、平成25年度環境モニタリング計画の変更（案）についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。

本県不法投棄現場からの廃棄物等の撤去作業及びこれに伴う大型車の通行は、概ね平成25年中、今年中に終了する見込みであることから、当初、年4回の調査を予定しておりました有害大気汚染物質モニタリング調査、大気汚染物質モニタリング調査、騒音振動モニタリング調査については、第3四半期の調査までで終了することにしたいと考えております。

資料の中ほどに変更となる調査時期について記載しておりますが、今年度当初は5月、7月、10月、2月の年4回実施することにしておりましたが、このうち2月については、先ほど、ご説明しましたように廃棄物等の撤去作業、大型車両の通行がないと見込まれることから、2月の調査については実施せず、第3四半期の10月までの調査ということに計画を変更したいと考えております。

説明は以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

大気、騒音振動につきましては、今までも特段の支障がなかったことと、それと大型車の通行はこれで終了するということですので、4回を、それでも3回やっただけということ、いかがでしょうか。これでよろしいですか。

ありがとうございました。

では、これは了承するというにさせていただきたいと思います。

以上で協議事項4件終わったんですが、1番目の地下水浄化計画のところ、モニタリング地点を追加するというのがございましたよね。それについて、前に申し上げたように、あそこの境界のところのどこから来ているか、要するに上から来ているのか、東から来ているのかをチェックするためのモニタリング地点を2点ほど追加していただきたいと思いますが、よろしいですね。よろしくをお願いします。

以上で今日の報告事項、協議事項は終わりましたので、次回の開催日時のご連絡をお願いします。

事務局 : 次回の第50回協議会につきましては、平成26年1月11日の土曜日、13時半から15時半までを予定しております。開催場所については、青森市内を予定しておりますが、具体の会場につきましては未定でございますので、改めてご案内差し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

古市会長 : ありがとうございます。

これで、以上終わりなんですが、最後にこれだけは、ということはいかがでしょうか。もう大体、言いたいことは言われましたか。

それではこれで終わりたいと思いますので、マイクを事務局にお返ししますので、よろしくお願いします。

司会 : 古市会長には議事進行をそして委員の皆さまには熱心なご協議をいただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第49回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はお疲れ様でした。